

履歴事項全部証明書

東京都千代田区麹町五丁目1番地1
芙蓉総合リース株式会社

会社法人等番号	0100-01-028689	
商号	芙蓉総合リース株式会社	
本店	東京都千代田区神田三崎町三丁目3番23号	平成30年 1月 1日変更
		平成30年 1月 4日修正
	東京都千代田区麹町五丁目1番地1	令和 2年 6月 1日移転
		令和 2年 6月 1日登記
電子提供措置に関する規定	当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。	令和 4年 9月 1日設定 令和 4年 9月 5日登記
公告をする方法	電子公告とする。 http://www.fgl.co.jp/IR/koukoku/koukoku.asp ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行なう。	平成19年 6月26日変更 平成19年 7月 9日登記
	電子公告とする。 https://www.fgl.co.jp/ir/koukoku.html ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行なう。	平成29年 4月28日変更 令和 7年 2月19日登記
会社成立の年月日	昭和44年5月1日	
目的	1. 下記の物件および権利のリース業 (1) 機械・器具・工具類 工作機械および工具類 鉱山・選鉱機械、建設土木機械、荷役・運搬機器 化学機械および装置、冷凍機、繊維機械 林業・水産用機械、その他の産業機械 精密機器、計測機器、光学機器 事務用機械器具 電気・電子機器および装置 自動車、鉄道車輛、船舶、航空機、その他の輸送機械 通風機、医療保健用機器 商業店舗用設備機器 洗車場等のサービス施設用設備機器	

	(2) 不動産 (3) 商標権、特許権、実用新案権、意匠権等の無体財産権 2. 前号に掲げた物件および権利の売買、割賦販売および輸出入業務 3. 古物営業 4. 金融業務 5. 不動産の仲介、鑑定および管理業務 6. 発電事業および電力をはじめとするエネルギーの供給、売買等に関する事業ならびに環境・エネルギー分野における商品・サービスの提供に関する事業 7. 企業経営等に関するコンサルティング業務 8. 他の事業者に係る管理業務・情報処理業務等のアウトソーシング受託業務および支店業務 9. 第二種金融商品取引業 10. 金銭清算事務および集金代行業務 11. 生命保険の募集に関する業務および損害保険代理業 12. 前各号に付帯または関連する一切の業務 令和 2年 6月23日変更 令和 2年 7月 6日登記	
単元株式数	100株	平成15年 7月25日設定 平成15年 7月25日登記
発行可能株式総数	1億株	平成15年 7月25日変更 平成15年 7月25日登記
	3億株	令和 7年 4月 1日変更 令和 7年 4月 1日登記
	発行済株式の総数 並びに種類及び数	平成16年12月27日変更 平成16年12月28日登記
	発行済株式の総数 9086万3430株	令和 7年 4月 1日変更 令和 7年 4月 1日登記
資本金の額	金105億3216万3400円	平成16年12月27日変更 平成16年12月28日登記
株主名簿管理人の氏名又は名称及び住所並びに営業所	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 みずほ信託銀行株式会社 本店 令和 3年11月22日変更 令和 3年11月22日登記	

役員に関する事項	<u>取締役</u>	<u>佐 藤 隆</u>	令和 3 年 6 月 2 3 日兼任	
			令和 3 年 7 月 6 日登記	
			令和 4 年 3 月 3 1 日辞任	
			令和 4 年 4 月 1 日登記	
	<u>取締役</u>	<u>風 間 省 三</u>	令和 3 年 6 月 2 3 日兼任	
			令和 3 年 7 月 6 日登記	
			令和 4 年 3 月 3 1 日辞任	
			令和 4 年 4 月 1 日登記	
	<u>取締役</u>	<u>細 井 聡 一</u>	令和 3 年 6 月 2 3 日重任	
			令和 3 年 7 月 6 日登記	
	<u>取締役</u>	<u>細 井 聡 一</u>	令和 4 年 6 月 2 3 日重任	
			令和 4 年 7 月 5 日登記	
	<u>取締役</u>	<u>細 井 聡 一</u>	令和 5 年 6 月 2 3 日重任	
			令和 5 年 7 月 5 日登記	
			令和 6 年 3 月 3 1 日辞任	
			令和 6 年 4 月 1 日登記	
	<u>取締役</u>	<u>辻 田 泰 徳</u>	令和 3 年 6 月 2 3 日重任	
			令和 3 年 7 月 6 日登記	
	<u>取締役</u>		<u>辻 田 泰 徳</u>	令和 4 年 6 月 2 3 日重任
				令和 4 年 7 月 5 日登記
	<u>取締役</u>	<u>辻 田 泰 徳</u>	令和 5 年 6 月 2 3 日重任	
			令和 5 年 7 月 5 日登記	
	<u>取締役</u>	<u>辻 田 泰 徳</u>	令和 6 年 6 月 2 1 日重任	
			令和 6 年 7 月 3 日登記	
	<u>取締役</u>		<u>辻 田 泰 徳</u>	令和 7 年 6 月 2 4 日兼任
				令和 7 年 7 月 4 日登記

	取締役	一色 誠	令和 3 年 6 月 2 3 日 重任
			令和 3 年 7 月 6 日 登記
	取締役	一色 誠	令和 4 年 6 月 2 3 日 重任
			令和 4 年 7 月 5 日 登記
	取締役	一色 誠	令和 5 年 6 月 2 3 日 重任
			令和 5 年 7 月 5 日 登記
	取締役	一色 誠	令和 6 年 6 月 2 1 日 重任
			令和 6 年 7 月 3 日 登記
			令和 7 年 6 月 2 4 日 退任
			令和 7 年 7 月 4 日 登記
	取締役	市川 秀 太	令和 3 年 6 月 2 3 日 重任
			令和 3 年 7 月 6 日 登記
	取締役	市川 秀 太	令和 4 年 6 月 2 3 日 重任
			令和 4 年 7 月 5 日 登記
	取締役	市川 秀 夫	令和 5 年 6 月 2 3 日 重任
			令和 5 年 7 月 5 日 登記
	取締役	市川 秀 夫	令和 6 年 6 月 2 1 日 重任
			令和 6 年 7 月 3 日 登記
	取締役	市川 秀 太	令和 7 年 6 月 2 4 日 重任
			令和 7 年 7 月 4 日 登記

	<u>取締役</u>	<u>山 村 雅 之</u>	令和 3 年 6 月 2 3 日重任
			令和 3 年 7 月 6 日登記
	<u>取締役</u>	<u>山 村 雅 之</u>	令和 4 年 6 月 2 3 日重任
			令和 4 年 7 月 5 日登記
	<u>取締役</u>	<u>山 村 雅 之</u>	令和 5 年 6 月 2 3 日重任
			令和 5 年 7 月 5 日登記
	<u>取締役</u>	<u>山 村 雅 之</u>	令和 6 年 6 月 2 1 日重任
			令和 6 年 7 月 3 日登記
	<u>取締役</u>	<u>山 村 雅 之</u>	令和 7 年 6 月 2 4 日重任
			令和 7 年 7 月 4 日登記
	<u>取締役</u>	<u>高 田 桂 治</u>	令和 3 年 6 月 2 3 日重任
			令和 3 年 7 月 6 日登記
	<u>取締役</u>	<u>高 田 桂 治</u>	令和 4 年 6 月 2 3 日重任
			令和 4 年 7 月 5 日登記
	<u>取締役</u>	<u>高 田 桂 治</u>	令和 5 年 6 月 2 3 日重任
			令和 5 年 7 月 5 日登記
	<u>取締役</u>	<u>高 田 桂 治</u>	令和 6 年 6 月 2 1 日重任
			令和 6 年 7 月 3 日登記
	<u>取締役</u>	<u>高 田 桂 治</u>	令和 7 年 6 月 2 4 日重任
			令和 7 年 7 月 4 日登記

	取締役	織田 寛 明	令和 3 年 6 月 2 3 日就任
			令和 3 年 7 月 6 日登記
	取締役	織田 寛 明	令和 4 年 6 月 2 3 日兼任
			令和 4 年 7 月 5 日登記
	取締役	織田 寛 明	令和 5 年 6 月 2 3 日兼任
			令和 5 年 7 月 5 日登記
	取締役	織田 寛 明	令和 6 年 6 月 2 1 日重任
			令和 6 年 7 月 3 日登記
	取締役	織田 寛 明	令和 7 年 6 月 2 4 日重任
			令和 7 年 7 月 4 日登記
	取締役	松 本 博 子	令和 3 年 6 月 2 3 日就任
			令和 3 年 7 月 6 日登記
	取締役	松 本 博 子	令和 4 年 6 月 2 3 日重任
			令和 4 年 7 月 5 日登記
	取締役	松 本 博 子	令和 5 年 6 月 2 3 日重任
			令和 5 年 7 月 5 日登記
	取締役	松 本 博 子	令和 6 年 6 月 2 1 日重任
			令和 6 年 7 月 3 日登記
	取締役	松 本 博 子	令和 7 年 6 月 2 4 日重任
			令和 7 年 7 月 4 日登記

	<u>取締役</u>	<u>岸 田 勇 輔</u>	令和 4 年 6 月 23 日就任
			令和 4 年 7 月 5 日登記
	<u>取締役</u>	<u>岸 田 勇 輔</u>	令和 5 年 6 月 23 日重任
			令和 5 年 7 月 5 日登記
	<u>取締役</u>	<u>岸 田 勇 輔</u>	令和 6 年 6 月 21 日重任
			令和 6 年 7 月 3 日登記
	<u>取締役</u>	<u>岸 田 勇 輔</u>	令和 7 年 6 月 24 日重任
			令和 7 年 7 月 4 日登記
	<u>取締役</u>	<u>高 橋 博</u>	令和 6 年 6 月 21 日就任
			令和 6 年 7 月 3 日登記
	<u>取締役</u>	<u>高 橋 博</u>	令和 7 年 6 月 24 日重任
			令和 7 年 7 月 4 日登記
	<u>取締役</u>	<u>益 一 哉</u>	令和 7 年 6 月 24 日就任
			令和 7 年 7 月 4 日登記
	<u>千葉県市川市宮久保二丁目2番11号</u> <u>代表取締役</u> <u>風 間 省 三</u>		令和 3 年 6 月 23 日重任
			令和 3 年 7 月 6 日登記
			令和 4 年 3 月 31 日辞任
			令和 4 年 4 月 1 日登記
	<u>東京都品川区西大井四丁目12番4号</u> <u>代表取締役</u> <u>辻 田 孝 徳</u>		令和 3 年 6 月 23 日重任
			令和 3 年 7 月 6 日登記
			令和 4 年 3 月 31 日辞任
			令和 4 年 4 月 1 日登記

	東京都世田谷区北烏山一丁目30番14号 代表取締役 藤田寛明	令和 3年 6月23日就任
		令和 3年 7月 6日登記
	東京都世田谷区北烏山一丁目30番14号 代表取締役 藤田寛明	令和 4年 6月23日就任
		令和 4年 7月 5日登記
	東京都世田谷区北烏山一丁目30番14号 代表取締役 藤田寛明	令和 5年 6月23日更任
		令和 5年 7月 5日登記
	東京都世田谷区北烏山一丁目30番14号 代表取締役 藤田寛明	令和 6年 6月21日重任
		令和 6年 7月 3日登記
	東京都世田谷区 代表取締役 藤田寛明	令和 7年 6月24日重任
		令和 7年 7月 4日登記
	横浜市戸塚区品濃町536番地4中央区B棟 1409号 代表取締役 細井聡一	令和 4年 4月 1日就任
		令和 4年 4月 1日登記
	横浜市戸塚区品濃町536番地4中央区B棟 1409号 代表取締役 細井聡一	令和 4年 6月23日重任
		令和 4年 7月 5日登記
	横浜市戸塚区品濃町536番地4中央区B棟 1409号 代表取締役 細井聡一	令和 5年 6月23日重任
		令和 5年 7月 5日登記
		令和 6年 3月31日辞任
		令和 6年 4月 1日登記

東京都千代田区麹町五丁目1番地1
芙蓉総合リース株式会社

	東京都世田谷区深沢三丁目27番17-315号 代表取締役 高山桂治	令和4年4月1日就任
		令和4年4月1日登記
		令和4年6月23日兼任
		令和4年7月5日登記
		令和5年6月23日兼任
		令和5年7月5日登記
	東京都世田谷区深沢三丁目27番17-315号 代表取締役 高山桂治	令和6年6月21日兼任
		令和6年7月3日登記
		令和7年6月24日兼任
		令和7年7月4日登記
		令和6年4月1日就任
		令和6年4月1日登記
	東京都渋谷区神宮前六丁目33番9号パークハウス神宮前405 代表取締役 岸田勇輔	令和6年6月21日兼任
		令和6年7月3日登記
		令和7年6月24日兼任
		令和7年7月4日登記
		令和3年6月23日兼任
		令和3年7月6日登記
	監査役 須田茂	令和4年6月23日辞任
		令和4年7月5日登記
	監査役 鶴田義人	令和2年6月23日就任
		令和2年7月6日登記
		令和6年6月21日退任
		令和6年7月3日登記

<u>監査役</u> <u>(社外監査役)</u>	<u>米 川 孝</u>	令和 3 年 6 月 23 日就任
		令和 3 年 7 月 6 日登記
		令和 7 年 6 月 24 日退任
		令和 7 年 7 月 4 日登記
<u>監査役</u> <u>(社外監査役)</u>	<u>井 本 裕</u>	令和 3 年 6 月 23 日就任
		令和 3 年 7 月 6 日登記
		令和 7 年 6 月 24 日重任
		令和 7 年 7 月 4 日登記
<u>監査役</u>	<u>中 村 雅 香</u>	令和 4 年 6 月 23 日就任
		令和 4 年 7 月 5 日登記
		令和 6 年 11 月 8 日辞任
		令和 6 年 11 月 8 日登記
<u>監査役</u>	<u>森 川 仁 人</u>	令和 6 年 6 月 21 日就任
		令和 6 年 7 月 3 日登記
<u>監査役</u>	<u>岡 崎 友 彦</u>	令和 7 年 6 月 24 日就任
		令和 7 年 7 月 4 日登記
<u>監査役</u> <u>(社外監査役)</u>	<u>大 久 保 英 明</u>	令和 7 年 6 月 24 日就任
		令和 7 年 7 月 4 日登記

	会計監査人	EY新日本有限責任監査法人	令和 3年 6月23日重任
			令和 3年 7月 6日登記
	会計監査人	EY新日本有限責任監査法人	令和 4年 6月23日重任
			令和 4年 7月 5日登記
	会計監査人	EY新日本有限責任監査法人	令和 5年 6月23日重任
			令和 5年 7月 5日登記
	会計監査人	EY新日本有限責任監査法人	令和 6年 6月21日重任
			令和 6年 7月 3日登記
	会計監査人	EY新日本有限責任監査法人	令和 7年 6月24日重任
			令和 7年 7月 4日登記
非業務執行取締役等の会社に対する責任の制限に関する規定	当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間で、法令の定める限度まで取締役の責任を限定する契約を締結することができる。 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、法令の定める限度まで監査役の責任を限定する契約を締結することができる。 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間で、法令の定める限度まで会計監査人の責任を限定する契約を締結することができる。 平成27年 6月24日変更 平成27年 7月 6日登記		
支 店	1	大阪市中央区高麗橋四丁目4番9号	平成21年 2月23日移転
			平成21年 2月26日登記
	2	名古屋市中区錦二丁目2番2号	平成22年 3月15日移転
			平成22年 3月23日登記
	3	福岡市中央区天神二丁目14番13号	令和 1年 9月 2日移転
			令和 1年 9月 9日登記
		福岡市中央区天神二丁目8番49号	令和 7年 5月19日移転
			令和 7年 5月21日登記
	4	広島市中区立町1番20号	
		広島県広島市中区袋町4番25号	令和 7年 3月 3日移転
		令和 7年 3月 4日登記	

	5 仙台市青葉区中央一丁目6番35号	平成22年 8月 2日移転
		平成22年 8月 5日登記
	8 札幌市中央区北二条西三丁目1番44	
9 埼玉県さいたま市大宮区宮町一丁目114番1号		平成15年 4月 1日変更
		平成16年 3月15日終止
		令和 4年 3月31日廃止
		令和 4年 4月 1日登記
	10 横浜市神奈川区鶴屋町三丁目32番地の13	
11 東京都台東区上野三丁目16番5号		平成23年 8月29日移転
		平成23年 9月 1日登記
13 静岡県葵区御幸町5番地9		平成17年 4月 1日変更
		平成17年 4月 7日修正
18 群馬県高崎市八島町265番地		平成25年 2月23日変更
		平成25年 2月27日登記
24 石川県金沢市上堤町1番12号		平成21年11月 1日変更
		平成21年11月 2日登記
25 兵庫県神戸市中央区江戸町95番地		平成13年 7月 2日移転
		平成13年 7月11日登記
29 京都府京都市下京区四条通烏丸東入長刀鉈町20番地		平成14年 7月29日移転
		平成14年 8月 5日登記
35 岡山市北区本町6番36号		平成31年 4月 1日設置
		平成31年 4月 1日登記
新株予約権	芙蓉総合リース株式会社第1回新株予約権 新株予約権の数 <u>578個</u> <u>495個</u>	
	平成21年12月15日変更 平成21年12月16日登記	

<u>491個</u>	平成22年 7月31日変更	平成23年 4月28日登記
<u>464個</u>	平成22年 8月31日変更	平成23年 4月28日登記
<u>459個</u>	平成23年 2月28日変更	平成23年 4月28日登記
<u>432個</u>	平成23年 3月31日変更	平成23年 4月28日登記
<u>401個</u>	平成23年 5月31日変更	平成23年 6月10日登記
<u>396個</u>	平成24年 1月31日変更	平成24年 2月 3日登記
<u>353個</u>	平成24年 4月30日変更	平成24年 5月10日登記
<u>339個</u>	平成24年12月31日変更	平成25年 1月10日登記
<u>311個</u>	平成25年 2月28日変更	平成25年 3月13日登記
<u>299個</u>	平成25年 3月31日変更	平成25年 4月 9日登記
<u>271個</u>	平成25年 4月30日変更	平成25年 5月10日登記
<u>244個</u>	平成25年 7月31日変更	平成25年 8月 7日登記
<u>231個</u>	平成26年 6月30日変更	平成26年 7月 7日登記
<u>148個</u>	平成27年 4月30日変更	平成27年 5月12日登記
<u>135個</u>	平成27年 6月30日変更	平成27年 7月 6日登記
<u>108個</u>	平成27年 8月31日変更	平成27年 9月11日登記
<u>81個</u>	平成27年 9月30日変更	平成27年10月 9日登記
<u>67個</u>	平成28年12月31日変更	平成29年 1月12日登記
<u>54個</u>	平成29年 4月30日変更	平成29年 5月11日登記
<u>40個</u>	平成29年 7月31日変更	平成29年 8月 7日登記
<u>27個</u>	平成30年 5月31日変更	平成30年 6月12日登記
<u>13個</u>	令和 1年 5月31日変更	令和 1年 6月11日登記
新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法		
当社普通株式 5万7800株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき100株とする。）		
ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。		
調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率		

	また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。 当社普通株式 4万9500株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき100株とする。） ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。 調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率 また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。 平成21年12月15日変更 平成21年12月16日登記 当社普通株式 4万9100株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき100株とする。） ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。 調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率 また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。 平成22年 7月31日変更 平成23年 4月28日登記 当社普通株式 4万6400株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき100株とする。） ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。 調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率 また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。 平成22年 8月31日変更 平成23年 4月28日登記 当社普通株式 4万3000株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき100株とする。） ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。 調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率 また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。 平成23年 2月28日変更 平成23年 4月28日登記 当社普通株式 4万3000株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき100株とする。） ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。 調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率 また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。
--	---

整を行うことができる。

平成23年 3月31日変更 平成23年 4月28日登記
 当社普通株式 4万1000株（新株予約権の目的である株式の数（以下、

「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき100株とする。）

ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）
 または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生

ずる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後の付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率
 また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない
 事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調

整を行うことができる。

平成23年 5月31日変更 平成23年 6月19日登記
 当社普通株式 5万1000株（新株予約権の目的である株式の数（以下、

「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき100株とする。）

ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）
 または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生

ずる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後の付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率
 また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない
 事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調

整を行うことができる。

平成24年 1月31日変更 平成24年 2月 3日登記
 当社普通株式 3万5300株（新株予約権の目的である株式の数（以下、

「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき100株とする。）

ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）
 または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生

ずる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後の付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率
 また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない
 事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調

整を行うことができる。

平成24年 4月30日変更 平成24年 5月10日登記
 当社普通株式 3万3000株（新株予約権の目的である株式の数（以下、

「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき100株とする。）

ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）
 または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生

ずる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後の付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率
 また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない
 事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調

整を行うことができる。

平成24年12月31日変更 平成25年 1月10日登記
 当社普通株式 3万1000株（新株予約権の目的である株式の数（以下、

「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき100株とする。）

ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）
 または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生

ずる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後の付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率
 また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない
 事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調

整を行うことができる。

	平成25年 2月28日変更 平成25年 3月15日登記 <u>当社普通株式 2万9900株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、新株予約権1個につき100株とする。）</u> <u>ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。</u> <u>調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率</u> <u>また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。</u> 平成25年 3月31日変更 平成25年 4月 9日登記 <u>当社普通株式 2万7100株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、新株予約権1個につき100株とする。）</u> <u>ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。</u> <u>調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率</u> <u>また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。</u> 平成25年 4月30日変更 平成25年 5月10日登記 <u>当社普通株式 2万4400株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、新株予約権1個につき100株とする。）</u> <u>ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。</u> <u>調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率</u> <u>また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。</u> 平成25年 7月31日変更 平成25年 8月 7日登記 <u>当社普通株式 2万3100株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、新株予約権1個につき100株とする。）</u> <u>ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。</u> <u>調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率</u> <u>また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。</u> 平成25年 6月30日変更 平成26年 7月 7日登記 <u>当社普通株式 1万4800株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、新株予約権1個につき100株とする。）</u> <u>ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。</u> <u>調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率</u> <u>また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。</u> 平成27年 4月30日変更 平成27年 5月12日登記
--	---

	当社普通株式 11万3千000株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき1000株とする。） ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。 調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率 また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とする事由を得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。 平成27年 6月30日変更 平成27年 7月 5日登記 当社普通株式 1万8000株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき1000株とする。） ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。 調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率 また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とする事由を得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。 平成27年 8月31日変更 平成27年 9月 11日登記 当社普通株式 8100株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき1000株とする。） ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。 調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率 また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とする事由を得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。 平成27年 9月30日変更 平成27年10月 9日登記 当社普通株式 6700株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき1000株とする。） ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。 調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率 また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とする事由を得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。 平成28年 2月31日変更 平成29年 1月11日登記 当社普通株式 5400株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき1000株とする。） ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。 調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率 また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とする事由を得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。 平成29年 4月30日変更 平成29年 5月11日登記
--	---

当社普通株式 4000株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき100株とする。）

ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率
また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

平成29年 7月31日変更 平成29年 8月 7日登記

当社普通株式 2700株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき100株とする。）

ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率
また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

平成30年 5月31日変更 平成30年 6月12日登記

当社普通株式 1300株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき100株とする。）

ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率
また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

令和 1年 5月31日変更 令和 1年 6月11日登記

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨
各新株予約権の払込金額は、次の①の算式（ブラック・ショールズ・モデル）により、次の②の基礎数値に基づき算出した1株当たりのオプション価格に新株予約権の目的である株式の数を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げ）とする。

①算式

$$C = S e^{-qT} N(d_1) - e^{-rT} X N(d_2)$$

上記算式中の d_1 および d_2 は次のとおり

$$d_1 = \frac{\frac{1}{n} \left(\frac{S}{X} \right)^{\frac{1}{\sigma^2}} + \left(r - \delta + \frac{\sigma^2}{2} \right) t}{\sigma \sqrt{t}}$$

$$d_2 = d_1 - \sigma \sqrt{t}$$

②上記算式の記号の趣旨等

イ、1株当たりのオプション価格（C）

ロ、株価（S）：平成20年10月14日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（終値がない場合は翌取引日の基準値段）

	ハ、行使価格（X）：1円 ニ、予想残存期間（Y）：4年3ヶ月 ホ、ボラティリティ（σ）：3年10ヶ月間（平成16年12月3日から平成20年10月15日）の各取引日における先物普通株式の終値取引の終値に基づき算出 ヘ、無リスクの利子率（r）：残存年数から予想残存期間に相当する期間の利子率 ト、配当利回り（μ）：直近事業年度の配当実績に基づき算出 チ、標準正規分布の累積分布関数（N（・）） 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算出値 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、「該新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付加株式数を乗じた金額とする。」 新株予約権を行使することができる期間 平成20年10月15日から平成30年10月14日まで（以下、「行使可能期間」という） 新株予約権の行使の条件 ①新株予約権者は、行使可能期間内であることを加え、当社の取締役、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日の1年後応当日から5年間（以下、「権利行使可能期間」という）が経過するまでの間に限って、新株予約権を行使することができる。 ②新株予約権に関して第三者に対する譲渡、質入れその他の処分は、当社取締役会の承認がある場合を除き、これを認めない。 ③当社の取締役、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から権利行使可能期間が満了するまでの間に新株予約権者が死亡した場合、当該契約に従い別途合意するところに従い、相続人において新株予約権を行使することができる。 会社が新株予約権を取得することから生ずる事由及び取得の条件 ①当社は、新株予約権者が上記の権利行使の条件に該当しなくなったこと等により権利を行使し得なくなった場合または権利を放棄した場合、取締役会が別途定める日に新株予約権を無償で取得することができる。 ②当社は、以下の議案につき当社取締役会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は当社取締役会決議かなされた場合）、取締役会が別途定める日に新株予約権を無償で取得することからできる。 イ、当社が閉鎖会社となる合併契約承認の議案 ロ、当社が分割会社となる会社分割契約または会計分割承認の議案 ハ、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転承認の議案 ニ、当社の発行する全ての株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける株式の変更承認の議案 ホ、新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することまたは当該種類の株式について当社が親会社との親議によりその全部を取得することについての定めを設ける株式の変更承認の議案
	平成20年10月15日発行
	平成20年10月21日登記
令和4年4月30日新株予約権全部行使	令和4年4月10日登記

芙蓉総合リース株式会社第2回新株予約権		
新株予約権の数		
<u>846個</u>		
<u>729個</u>	平成21年12月15日変更	平成21年12月16日登記
<u>685個</u>		
	平成23年 5月31日変更	平成23年 6月10日登記
<u>638個</u>		
	平成24年 4月30日変更	平成24年 5月10日登記
<u>599個</u>		
	平成24年 9月30日変更	平成24年10月10日登記
<u>593個</u>		
	平成24年12月31日変更	平成25年 1月10日登記
<u>561個</u>		
	平成25年 3月31日変更	平成25年 4月 9日登記
<u>517個</u>		
	平成25年 4月30日変更	平成25年 5月10日登記
<u>495個</u>		
	平成26年 3月31日変更	平成26年 4月10日登記
<u>360個</u>		
	平成27年 4月30日変更	平成27年 5月12日登記
<u>342個</u>		
	平成27年 6月30日変更	平成27年 7月 6日登記
<u>313個</u>		
	平成27年 7月31日変更	平成27年 8月11日登記
<u>293個</u>		
	平成27年 8月31日変更	平成27年 9月11日登記
<u>254個</u>		
	平成27年 9月30日変更	平成27年10月 9日登記
<u>236個</u>		
	平成28年 2月29日変更	平成28年 3月11日登記
<u>230個</u>		
	平成28年12月31日変更	平成29年 1月12日登記
<u>212個</u>		
	平成29年 4月30日変更	平成29年 5月11日登記
<u>174個</u>		
	平成29年 7月31日変更	平成29年 8月 7日登記
<u>154個</u>		
	平成29年11月30日変更	平成29年12月11日登記
<u>136個</u>		
	平成30年 5月31日変更	平成30年 6月12日登記
<u>124個</u>		
	平成30年11月30日変更	平成30年12月11日登記
<u>104個</u>		
	令和 1年 5月31日変更	令和 1年 6月11日登記
<u>86個</u>		
	令和 3年 3月31日変更	令和 3年 4月 9日登記
<u>68個</u>		
	令和 4年 4月30日変更	令和 4年 5月10日登記

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

当社普通株式 8万5,000株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、新株予約権1個につき100株とする。）

ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率
また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

当社普通株式 7万5,000株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、新株予約権1個につき100株とする。）

ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率
また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

平成21年12月15日変更 平成21年12月16日登記
当社普通株式 6万8,500株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、新株予約権1個につき100株とする。）

ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率
また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

平成23年 5月31日変更 平成23年 6月10日登記
当社普通株式 6万5,800株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、新株予約権1個につき100株とする。）

ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率
また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

平成24年 4月30日変更 平成24年 5月10日登記
当社普通株式 5万9,900株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、新株予約権1個につき100株とする。）

ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率
また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

平成24年 9月30日変更 平成24年10月10日登記

	当普通株式 5万9千900株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき100株とする。） <u>ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。</u> $\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割または株式併合の比率}$ <u>また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。</u> 平成24年12月31日変更 平成25年 1月10日登記 当普通株式 5万6千000株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき100株とする。） <u>ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。</u> $\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割または株式併合の比率}$ <u>また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。</u> 平成25年 3月31日変更 平成25年 4月 9日登記 当普通株式 5万1千700株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき100株とする。） <u>ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。</u> $\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割または株式併合の比率}$ <u>また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。</u> 平成25年 4月30日変更 平成25年 5月10日登記 当普通株式 4万9千900株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき100株とする。） <u>ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。</u> $\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割または株式併合の比率}$ <u>また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。</u> 平成26年 3月31日変更 平成26年 4月10日登記 当普通株式 3万6000株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき100株とする。） <u>ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。</u> $\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割または株式併合の比率}$ <u>また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。</u> 平成27年 4月30日変更 平成27年 5月12日登記
--	--

	当社普通株式 3万1300株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき100株とする。） ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。 $\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割または株式併合の比率}$ また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。 平成27年 6月30日変更 平成27年 7月 6日登記 当社普通株式 3万1300株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき100株とする。） ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。 $\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割または株式併合の比率}$ また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。 平成27年 7月 1日変更 平成27年 8月11日登記 当社普通株式 2万9300株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき100株とする。） ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。 $\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割または株式併合の比率}$ また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。 平成27年 8月31日変更 平成27年 9月11日登記 当社普通株式 2万9400株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき100株とする。） ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。 $\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割または株式併合の比率}$ また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。 平成27年 9月30日変更 平成27年10月 9日登記 当社普通株式 2万9500株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき100株とする。） ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。 $\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割または株式併合の比率}$ また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。 平成28年 2月29日変更 平成28年 3月11日登記
--	---

	当社普通株式 2万3,000株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき100株とする。） ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式原価割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。 調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率 また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。 平成28年12月31日変更（平成27年1月12日登記） 当社普通株式 2万1,700株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき100株とする。） ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式原価割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。 調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率 また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。 平成29年4月30日変更（平成29年5月11日登記） 当社普通株式 1万7,400株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき100株とする。） ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式原価割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。 調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率 また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。 平成29年7月31日変更（平成29年8月7日登記） 当社普通株式 1万5,400株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき100株とする。） ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式原価割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。 調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率 また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。 平成29年10月30日変更（平成29年12月11日登記） 当社無償株式 1万3,600株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき100株とする。） ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式原価割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。 調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率 また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。 平成30年5月31日変更（平成30年5月12日登記）
--	--

当社普通株式（以下「当社普通株」と称す）の総数（以下、「当社普通株式数」という）は、新株予約権1個につき100株とする。

ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率
 また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

平成30年11月30日変更（平成30年12月11日登記）

当社普通株式（以下「当社普通株」と称す）の総数（以下、「当社普通株式数」という）は、新株予約権1個につき100株とする。

ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率
 また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率
 また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

令和2年5月31日変更（令和2年6月11日登記）

当社普通株式（以下「当社普通株」と称す）の総数（以下、「当社普通株式数」という）は、新株予約権1個につき100株とする。

ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率
 また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

令和3年3月31日変更（令和3年4月9日登記）

当社普通株式（以下「当社普通株」と称す）の総数（以下、「当社普通株式数」という）は、新株予約権1個につき100株とする。

ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率
 また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

令和4年4月30日変更（令和4年5月10日登記）

新株予約権の払込金額若しくはその算定方法は払込を要しないとする旨
 新株予約権の払込金額は、次の付与株式（ブラック・ショールズ・モデル）により、次の2つの基礎数値に基づき算出した1株当たりのオプション価格に新株予約権の目的である株式の数を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げ）とする。

①株式

$$C = S \cdot e^{-\delta T} - N \cdot d_1 \cdot e^{-rT} \quad (1)$$

上記算式中の記号は次のとおり

$$\begin{aligned} C &: \text{オプションの価値} \\ S &: \text{1株の株価} \\ N &: \text{1株当たりのオプションの株数} \\ d_1 &: \frac{1}{\sigma \sqrt{T}} \left[\frac{1}{2} + \frac{1}{2} \left(1 + \frac{4 \ln \left(\frac{S}{N \cdot K} \right) + (r - \delta) T}{\sigma^2 T} \right)^2 \right]^{1/2} \end{aligned}$$

	$d_1 = \frac{C}{\sigma \sqrt{t}}$ $d_2 = d_1 - \sigma \sqrt{t}$
	②上記算式の記号の趣旨等 イ。1株当たりのオプション価格（C） ロ。株価（S）：平成21年10月14日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（終値がない場合は翌取引日の基準値段） ハ。行使価格（X）：1円 ニ。予想残存期間（t）：4年3ヶ月 ホ。ボラティリティ（σ）：4年3ヶ月間（平成17年7月15日から平成21年10月14日）の各取引日における当社普通株式の普通取引の終値に基づき算出 ヘ。無リスクの利子率（r）：残存年数が予想残存期間に近似する国債の利子率 ト。配当利回り（λ）：直近事業年度の配当実績に基づき算出 チ。標準正規分布の累積分布関数（N（・）） 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。 新株予約権を行使することができる期間 平成21年10月15日から平成31年10月14日まで（以下、「行使可能期間」という） 新株予約権の行使の条件 ①新株予約権者は、行使可能期間内であることに加え、当社の取締役、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日の1年後の当日から5年間（以下、「権利行使可能期間」という）が経過するまでの間に限り、新株予約権を行使することができる。 ②新株予約権に関して第三者に対する譲渡、質入れその他の処分は、当社取締役会の承認がある場合を除き、これを認めない。 ③当社の取締役、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から権利行使可能期間が満了するまでの間に新株予約権者が死亡した場合、判当契約に従い別途合意するところに従い、相続人において新株予約権を行使することができる。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件	
①当社は、新株予約権者が上記の権利行使の条件に該当しなくなったこと等により権利を行使し得なくなった場合または権利を放棄した場合、取締役会が別途定める日に新株予約権を無償で取得することができる。	
②当社は、以下の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は当社取締役会決議がなされた場合）、取締役会が別途定める日に新株予約権を無償で取得することができる。	
イ、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案	
ロ、当社が分割会社となる会社分割契約または会社分割計画承認の議案	
ハ、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案	
ニ、当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案	
ホ、新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することまたは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案	
	平成21年10月15日発行
	平成21年10月21日登記
令和5年5月31日新株予約権全部行使	
	令和5年6月6日登記
芙蓉総合リース株式会社第3回新株予約権	
新株予約権の数	
613個	
598個	平成24年4月30日変更 平成24年5月10日登記
569個	平成24年9月30日変更 平成24年10月10日登記
545個	平成25年3月31日変更 平成25年4月9日登記
512個	平成25年4月30日変更 平成25年5月10日登記
492個	平成26年1月31日変更 平成26年2月6日登記
404個	平成27年4月30日変更 平成27年5月12日登記
381個	平成27年7月31日変更 平成27年8月11日登記
352個	平成27年9月30日変更 平成27年10月9日登記
338個	平成28年1月31日変更 平成28年2月4日登記
324個	平成28年2月29日変更 平成28年3月11日登記
314個	平成28年11月30日変更 平成28年12月8日登記

300個	平成28年12月31日変更	平成29年1月12日登記
290個	平成29年1月31日変更	平成29年2月9日登記
276個	平成29年3月31日変更	平成29年4月13日登記
262個	平成29年4月30日変更	平成29年5月11日登記
234個	平成29年7月31日変更	平成29年8月7日登記
220個	平成30年5月31日変更	平成30年6月12日登記
212個	平成30年11月30日変更	平成30年12月11日登記
198個	平成31年4月30日変更	令和1年5月13日登記
183個	令和1年5月31日変更	令和1年6月11日登記
163個	令和1年11月30日変更	令和1年12月12日登記
149個	令和3年3月31日変更	令和3年4月9日登記
135個	令和4年3月31日変更	令和4年4月1日登記
121個	令和4年4月30日変更	令和4年5月10日登記
33個	令和5年5月31日変更	令和5年6月6日登記
新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法		
当社普通株式 6万1300株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき100株とする。）		
ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。		
調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率		
また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。		
当社普通株式 5万9800株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき100株とする。）		
ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。		
調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率		
また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。		
	平成24年4月30日変更	平成24年5月10日登記
当社普通株式 5万6900株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき100株とする。）		
ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）		

Cocoy

発生する1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率
また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

平成27年 7月31日変更 平成27年 8月11日登記
当社普通株式 3,340,000株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき100株とする。）
ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率
また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

平成27年 9月30日変更 平成27年10月 9日登記
当社普通株式 3,338,000株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき100株とする。）
また、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率
また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

平成28年 1月31日変更 平成28年 2月 4日登記
当社普通株式 3,340,000株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき100株とする。）
また、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率
また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

平成28年 2月29日変更 平成28年 3月11日登記
当社普通株式 3,340,000株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき100株とする。）
また、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率
また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

平成28年11月30日変更 平成28年12月 8日登記
当社普通株式 3,340株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき100株とする。）
ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

	調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率 また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。 平成28年12月31日変更 平成29年1月13日登記 当社普通株式 2万9000株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき100株とする。） ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式数割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。 調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率 また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。 平成29年1月31日変更 平成29年2月9日登記 当社普通株式 2万7600株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき100株とする。） ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式数割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。 調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率 また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。 平成29年3月31日変更 平成29年4月13日登記 当社普通株式 2万6200株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき100株とする。） ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式数割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。 調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率 また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。 平成29年4月30日変更 平成29年5月11日登記 当社普通株式 2万3400株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき100株とする。） ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式数割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。 調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率 また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。 平成29年7月31日変更 平成29年8月7日登記 当社普通株式 2万0000株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき100株とする。） ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式数割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。 調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率
--	---

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

平成30年（5月31日変更） 平成30年（5月12日登記
当社普通株式（以下「新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき100株とする。）
ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率
また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

平成30年（11月30日変更） 平成30年（12月11日登記
当社普通株式（以下「新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき100株とする。）
ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率
また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

平成31年（4月30日変更） 令和（1年（5月13日登記
当社普通株式（以下「新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき100株とする。）
ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率
また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

令和（1年（5月31日変更） 令和（1年（5月11日登記
当社普通株式（以下「新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき100株とする。）
ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率
また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

令和（1年（11月30日変更） 令和（1年（12月12日登記
当社普通株式（以下「新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき100株とする。）
ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率
また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない

	事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。 令和 3 年 3 月 31 日変更 令和 3 年 4 月 9 日登記 <u>当社普通株式 1 が 350 の株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、新株予約権 1 個につき 100 株とする。）</u> <u>ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てる。</u> <u>調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率</u> <u>また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。</u> 令和 4 年 3 月 31 日変更 令和 4 年 4 月 11 日登記 <u>当社普通株式 1 が 210 の株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、新株予約権 1 個につき 100 株とする。）</u> <u>ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てる。</u> <u>調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率</u> <u>また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。</u> 令和 4 年 4 月 30 日変更 令和 4 年 5 月 10 日登記 <u>当社普通株式 3300 株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、新株予約権 1 個につき 100 株とする。）</u> <u>ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てる。</u> <u>調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率</u> <u>また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。</u> 令和 5 年 5 月 11 日変更 令和 5 年 5 月 6 日登記 <u>募集株式予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨</u> <u>募集株式予約権の払込金額は、次の①の算式（ブラック・ショールズ・モデル）</u> <u>により、次の②の基礎数値に基づき算出した 1 株当たりのオプション価格に</u> <u>新株予約権の目的である株式の数を乗じた金額（1 円未満の端数は切り上げ）とする。</u> <u>①算式</u> $C = S \cdot e^{-qT} N(d_1) - e^{-rT} N(d_2)$ <u>上記算式中の各記号は次のとおり</u> $C = \text{オプションの価格}$ $S = \text{1 株当たりのオプション価格（C）}$ $d_1 = \frac{\ln \left(\frac{S}{K} \right) + \left(r + \frac{\sigma^2}{2} \right) T}{\sigma \sqrt{T}}$ $d_2 = d_1 - \sigma \sqrt{T}$ <u>②上記算式の記号の基礎値</u> <u>ア 1 株当たりのオプション価格（C）</u> <u>イ 株価（S）：平成 22 年 10 月 14 日の東京証券取引所に於ける当</u> <u>普通株式の普通取扱いの終値（同日がない場合は取引日の終値）</u>
--	--

	ハ、行使価格（X）＝1円 三、新株予約期間（Y）＝4年3ヶ月 ホ、エクサイゼン（株）は4年3ヶ月間（平成18年7月15日から平成21年6月14日）の各取引日における当社普通株式の普通版の終値に基づき算出 ヘ、黒リスクの付与率（I）＝主株年数が予想残存期間に近似的な割合の付与率 ト、配当利回り（R）＝前近事業年度の配当実況に基づき算出 チ、調整可能な配当分回割数（N（イ）） 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式（以下「行使価額」とし、これに付する株式数を乗じた金額とする。 新株予約権を行使することができる期間 平成22年10月15日から平成22年10月14日まで（以下、「行使可能期間」という） 新株予約権の行使の条件 ①新株予約権者は、行使可能期間内であることを加え、当社の取締役、監査役および執行役員の内いずれの地位をも喪失した日の翌日の1ヶ月後迄当日から5年間（以下、「権利行使可能期間」という）が経過するまでの間に限り、新株予約権を行使することができる。 ②新株予約権に関して第三者に対する譲渡、質入れその他の処分は、当社取締役会の承認がある場合を除き、これを認めない。 ③当社の取締役、監査役および執行役員の内いずれの地位をも喪失した日の翌日から権利行使可能期間が満了するまでの間に新株予約権者が死亡した場合、割当契約に従い別途合意するところに従い、相続人において新株予約権を行使することができる。 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件 ①当社は、新株予約権者が①の権利行使の条件に該当しなくなったこと等により権利を行使し得なくなった場合または権利を放棄した場合、取締役会が別途定める日に新株予約権を無償で取得することができる。 ②当社は、以下の諸条件につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は当社取締役会決議がなされた場合）、取締役会が別途定める日に新株予約権を無償で取得することができる。 イ、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案 ロ、当社が分割会社となる会社分割契約または会社分割計画承認の議案 ハ、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案 ニ、当社の発行する全部の株式の消滅として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける株式の取得承認の議案 ホ、新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することまたは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によるその全部を取得することについての定めを設ける株式の取得承認の議案 平成22年10月15日発行 平成22年10月21日登記 令和3年7月31日新株予約権全部行使 令和3年8月3日発行
--	---

芙蓉総合リース株式会社第4回新株予約権			
新株予約権の数			
548個			
518個			
438個	平成25年 4月30日変更	平成25年 5月10日登記	
426個	平成27年 4月30日変更	平成27年 5月12日登記	
400個	平成27年 7月31日変更	平成27年 8月11日登記	
374個	平成27年 9月30日変更	平成27年10月 9日登記	
362個	平成28年 2月29日変更	平成28年 3月11日登記	
336個	平成28年12月31日変更	平成29年 1月12日登記	
326個	平成29年 8月31日変更	平成29年 9月11日登記	
314個	平成29年 9月30日変更	平成29年10月10日登記	
298個	平成29年12月31日変更	平成30年 1月12日登記	
286個	平成30年 1月31日変更	平成30年 2月 9日登記	
260個	平成30年 3月31日変更	平成30年 4月12日登記	
248個	平成30年 5月31日変更	平成30年 6月12日登記	
222個	平成30年 8月31日変更	平成30年 9月12日登記	
198個	令和 1年 5月31日変更	令和 1年 6月11日登記	
186個	令和 3年 1月31日変更	令和 3年 2月10日登記	
174個	令和 3年 3月31日変更	令和 3年 4月 9日登記	
162個	令和 4年 4月30日変更	令和 4年 5月10日登記	
150個	令和 4年 9月30日変更	令和 4年10月 6日登記	
70個	令和 5年 4月30日変更	令和 5年 5月 9日登記	
26個	令和 5年 5月31日変更	令和 5年 6月 6日登記	
	令和 5年 7月31日変更	令和 5年 8月 3日登記	
新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法			
当社普通株式 5万4800株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき100株とする。）			
ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。			

	調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率 また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない 事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調 整を行うことができる。 当社普通株式（5万1800株（新株予約権の目的である株式の数（以下、 「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき100株とする。） ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む） または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結 果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。 調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率 また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない 事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調 整を行うことができる。 平成23年（4月30日変更） 平成25年（5月10日登記 当社普通株式（1万3800株（新株予約権の目的である株式の数（以下、 「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき100株とする。） ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む） または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結 果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。 調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率 また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない 事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調 整を行うことができる。 平成27年（4月30日変更） 平成27年（5月12日登記 当社普通株式（4万2600株（新株予約権の目的である株式の数（以下、 「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき100株とする。） ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む） または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結 果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。 調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率 また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない 事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調 整を行うことができる。 平成27年（7月31日変更） 平成27年（8月11日登記 当社普通株式（4万株（新株予約権の目的である株式の数（以下、 「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき100株とする。） ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む） または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結 果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。 調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率 また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない 事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調 整を行うことができる。 平成27年（9月30日変更） 平成27年（10月9日登記 当社普通株式（3万7400株（新株予約権の目的である株式の数（以下、 「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき100株とする。） ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む） または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結 果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。 調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率 また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない
--	--

事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

平成28年 2月29日変更 平成28年 3月11日登記
当社普通株式 3万5000株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき100株とする。）
ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後の付与株式数＝調整前の付与株式数×株式分割または株式併合の比率
また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

平成28年12月31日変更 平成29年 1月12日登記
当社普通株式 3万3600株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき100株とする。）
ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後の付与株式数＝調整前の付与株式数×株式分割または株式併合の比率
また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

平成29年 8月31日変更 平成29年 9月11日登記
当社普通株式 3万2600株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき100株とする。）
ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後の付与株式数＝調整前の付与株式数×株式分割または株式併合の比率
また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

平成29年 9月30日変更 平成29年10月10日登記
当社普通株式 3万1400株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき100株とする。）
ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後の付与株式数＝調整前の付与株式数×株式分割または株式併合の比率
また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

平成29年12月31日変更 平成30年 1月12日登記
当社普通株式 3万9800株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき100株とする。）
ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後の付与株式数＝調整前の付与株式数×株式分割または株式併合の比率
また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

	<u>行することができる。</u> <u>平成30年 1月31日変更 平成30年 2月 9日登記</u> <u>当社普通株式 2万8,600株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき100株とする。）</u> <u>ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。</u> <u>調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率</u> <u>また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。</u> <u>平成30年 3月31日変更 平成30年 4月12日登記</u> <u>当社普通株式 2万6,000株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき100株とする。）</u> <u>ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。</u> <u>調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率</u> <u>また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。</u> <u>平成30年 5月31日変更 平成30年 6月12日登記</u> <u>当社普通株式 2万4,800株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき100株とする。）</u> <u>ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。</u> <u>調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率</u> <u>また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。</u> <u>平成30年 8月31日変更 平成30年 9月12日登記</u> <u>当社普通株式 2万2,200株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき100株とする。）</u> <u>ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。</u> <u>調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率</u> <u>また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。</u> <u>令和 1年 5月31日変更 令和 1年 6月11日登記</u> <u>当社普通株式 1万9,800株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき100株とする。）</u> <u>ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。</u> <u>調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率</u> <u>また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。</u>
--	--

	令和 3年 1月31日変更 令和 3年 2月10日登記 当証券株式 1万8000株（新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は、新株予約権1個につき100株とする。） ただし、割当日後、当社が株式分割（当証券株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。 $\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割または株式併合の比率}$ また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。 令和 3年 3月31日変更 令和 3年 4月 9日登記 当証券株式 1万7400株（新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は、新株予約権1個につき100株とする。） ただし、割当日後、当社が株式分割（当証券株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。 $\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割または株式併合の比率}$ また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。 令和 4年 4月30日変更 令和 4年 5月10日登記 当証券株式 1万6200株（新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は、新株予約権1個につき100株とする。） ただし、割当日後、当社が株式分割（当証券株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。 $\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割または株式併合の比率}$ また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。 令和 4年 9月30日変更 令和 4年10月 6日登記 当証券株式 1万5000株（新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は、新株予約権1個につき100株とする。） ただし、割当日後、当社が株式分割（当証券株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。 $\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割または株式併合の比率}$ また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。 令和 5年 4月30日変更 令和 5年 5月 9日登記 当証券株式 7000株（新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は、新株予約権1個につき100株とする。） ただし、割当日後、当社が株式分割（当証券株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。 $\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割または株式併合の比率}$ また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。 令和 5年 5月11日変更 令和 5年 6月 6日登記
--	---

当社普通株式 2600株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき100株とする。）

ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率
また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

令和 5年 7月31日変更 令和 5年 8月 3日登記
募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨
各新株予約権の払込金額は、次の①の算式（ブラック・ショールズ・モデル）により、次の②の基礎数値に基づき算出した1株当たりのオプション価格に新株予約権の目的である株式の数を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げ）とする。

①算式

$$C = S e^{-\lambda t} N(d_1) - e^{-rt} X N(d_2)$$

上記算式中の d_1 および d_2 は次のとおり

$$d_1 = \frac{\ln \left(\frac{S}{X} \right) + \left(r - \frac{\lambda}{2} + \frac{\sigma^2}{2} \right) t}{\sigma \sqrt{t}}$$

$$d_2 = d_1 - \sigma \sqrt{t}$$

②上記算式の記号の趣旨等

イ、1株当たりのオプション価格（C）

ロ、株価（S）：平成23年10月13日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（終値がない場合は翌取引日の基準値段）

ハ、行使価格（X）：1円

ニ、予想残存期間（t）：4年3ヶ月

ホ、ボラティリティ（ σ ）：4年3ヶ月間（平成19年7月14日から平成23年10月13日）の各取引日における当社普通株式の普通取引の終値に基づき算出

ヘ、無リスクの利子率（r）：残存年数が予想残存期間に近似する国債の利子率

ト、配当利回り（ λ ）：直近事業年度の配当実績に基づき算出

チ、標準正規分布の累積分布関数（N（・））

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

平成23年10月14日から平成33年10月13日まで（以下、「行使可能期間」という）

新株予約権の行使の条件

①新株予約権者は、行使可能期間内であることに加え、当社の取締役、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日の1年後応当日から5年間（以下、「権利行使可能期間」という）が経過するまでの間に限り、新株予約権を行使することができる。

②新株予約権に関して第三者に対する譲渡、質入れその他の処分は、当社取締役会の承認がある場合を除き、これを認めない。

③当社の取締役、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から権利行使可能期間が満了するまでの間に新株予約権者が死亡した場合、以下の全ての条件に従い、相続人において新株予約権を行使することができる。 (1) 本新株予約権を単独の相続人が相続すること。 (2) 本新株予約権を単独の相続人が行使すること。 (3) 相続の開始日から1年以内に本新株予約権を行使すること。 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件 ①当社は、新株予約権者が上記の権利行使の条件に該当しなくなったこと等により権利を行使し得なくなった場合または権利を放棄した場合、取締役会が別途定める日に新株予約権を無償で取得することができる。 ②当社は、以下の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は当社取締役会決議がなされた場合）、取締役会が別途定める日に新株予約権を無償で取得することができる。 イ、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案 ロ、当社が分割会社となる会社分割契約または会社分割計画承認の議案 ハ、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案 ニ、当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案 ホ、新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することまたは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案	平成23年10月14日発行 平成23年10月24日登記
令和6年9月30日新株予約権全部行使	令和 6年10月 7日登記
芙蓉総合リース株式会社第5回新株予約権	
新株予約権の数	
730個	
629個	
613個	平成27年 4月30日変更 平成27年 5月12日登記
576個	平成27年 7月31日変更 平成27年 8月11日登記
560個	平成28年 4月30日変更 平成28年 5月12日登記
528個	平成29年 1月31日変更 平成29年 2月 9日登記
495個	平成29年 5月31日変更 平成29年 6月13日登記
483個	平成29年 8月31日変更 平成29年 9月11日登記
463個	平成30年 1月31日変更 平成30年 2月 9日登記
	平成30年 2月28日変更 平成30年 3月13日登記

<u>431個</u>	平成30年 5月31日変更	平成30年 6月12日登記
<u>415個</u>	平成30年 9月30日変更	平成30年10月11日登記
<u>382個</u>	令和 1年 5月31日変更	令和 1年 6月11日登記
<u>366個</u>	令和 2年 1月31日変更	令和 2年 2月12日登記
<u>350個</u>	令和 2年 2月29日変更	令和 2年 3月11日登記
<u>334個</u>	令和 2年 3月31日変更	令和 2年 4月10日登記
<u>318個</u>	令和 2年 7月31日変更	令和 2年 8月11日登記
<u>302個</u>	令和 3年 3月31日変更	令和 3年 4月 9日登記
		令和 4年 5月10日抹消
<u>318個</u>		令和 4年 5月10日抹消 により回復
		令和 4年 5月10日抹消
<u>334個</u>		令和 4年 5月10日抹消 により回復
<u>301個</u>	令和 2年 6月26日変更	令和 4年 5月10日登記
<u>285個</u>	令和 2年 7月31日変更	令和 4年 5月10日登記
<u>269個</u>	令和 3年 3月31日変更	令和 4年 5月10日登記
<u>237個</u>	令和 4年 5月31日変更	令和 4年 6月 7日登記
<u>221個</u>	令和 4年 9月30日変更	令和 4年10月 6日登記
<u>120個</u>	令和 5年 5月31日変更	令和 5年 6月 6日登記
<u>102個</u>	令和 5年 7月31日変更	令和 5年 8月 3日登記
<u>97個</u>	令和 5年12月31日変更	令和 6年 1月10日登記
<u>81個</u>	令和 6年 2月29日変更	令和 6年 3月 7日登記
<u>44個</u>	令和 6年 7月31日変更	令和 6年 8月 6日登記
<u>11個</u>	令和 6年 9月30日変更	令和 6年10月 7日登記
新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法		
当社普通株式 7万3000株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき100株とする。）		

かたし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率
 また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

当社普通株式 6万29000株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、新株予約権1個につき1000株とする。）
 ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率
 また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

平成27年 4月30日変更 平成27年 5月12日登記
 当社普通株式 6万13000株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、新株予約権1個につき1000株とする。）

かたし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率
 また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

平成27年 7月31日変更 平成27年 8月11日登記
 当社普通株式 5万76000株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、新株予約権1個につき1000株とする。）

かたし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率
 また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

平成28年 4月30日変更 平成28年 5月 2日登記
 当社普通株式 5万60000株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、新株予約権1個につき1000株とする。）

ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率
 また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

平成29年 1月31日変更 平成29年 2月 9日登記
 当社普通株式 5万28000株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、新株予約権1個につき1000株とする。）

ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果

調整後の付与株式数＝調整前の付与株式数×株式分割または株式併合の比率

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

平成29年 5月31日変更 平成29年 5月13日登記
当社普通株式 4,615,000株（新株予約権の目的である株式の数（以下、

「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき100株とする。）

ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式数換算割合を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後の付与株式数＝調整前の付与株式数×株式分割または株式併合の比率
また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

平成29年 8月31日変更 平成29年 9月11日登記
当社普通株式 4,683,000株（新株予約権の目的である株式の数（以下、

「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき100株とする。）

ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式数換算割合を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後の付与株式数＝調整前の付与株式数×株式分割または株式併合の比率
また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

平成30年 1月31日変更 平成30年 2月 9日登記
当社普通株式 4,613,000株（新株予約権の目的である株式の数（以下、

「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき100株とする。）

ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式数換算割合を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後の付与株式数＝調整前の付与株式数×株式分割または株式併合の比率
また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

平成30年 2月28日変更 平成30年 3月13日登記
当社普通株式 4,631,000株（新株予約権の目的である株式の数（以下、

「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき100株とする。）

ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式数換算割合を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後の付与株式数＝調整前の付与株式数×株式分割または株式併合の比率
また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

平成30年 5月31日変更 平成30年 6月12日登記
当社普通株式 4,615,000株（新株予約権の目的である株式の数（以下、

「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき100株とする。）

ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式数換算割合を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率
また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない
事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調
整を行うことができる。

平成30年 9月30日変更 平成30年10月11日登記
当社普通株式 3万8,200株（新株予約権の目的である株式の数（以下、
「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき100株とする。）
ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）
または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果
生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率
また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない
事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調
整を行うことができる。

令和 1年 5月31日変更 令和 1年 6月11日登記
当社普通株式 3万6,600株（新株予約権の目的である株式の数（以下、
「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき100株とする。）
ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）
または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果
生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率
また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない
事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調
整を行うことができる。

令和 2年 1月31日変更 令和 2年 2月12日登記
当社普通株式 3万5,000株（新株予約権の目的である株式の数（以下、
「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき100株とする。）
ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）
または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果
生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率
また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない
事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調
整を行うことができる。

令和 3年 2月29日変更 令和 3年 3月11日登記
当社普通株式 3万3,400株（新株予約権の目的である株式の数（以下、
「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき100株とする。）
ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）
または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果
生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率
また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない
事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調
整を行うことができる。

令和 3年 5月31日変更 令和 3年 4月10日登記
当社普通株式 3万1,800株（新株予約権の目的である株式の数（以下、
「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき100株とする。）
ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）
または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果
生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率

	また、上記のほか、割当日後、付手株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付手株式数の調整を行うことができる。 令和 2 年 7 月 31 日変更 令和 2 年 8 月 1 日登記 当手普通株式 3 万 2 千 0 百株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付手株式数」という）は、新株予約権 1 個につき 1 0 0 株とする。） ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付手株式数を調整し、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てる。 調整後付手株式数＝調整前付手株式数×株式分割または株式併合の比率 また、上記のほか、割当日後、付手株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付手株式数の調整を行うことができる。 令和 3 年 3 月 31 日変更 令和 3 年 4 月 9 日登記 令和 4 年 5 月 1 0 日株消 当手普通株式 3 万 1 8 0 百株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付手株式数」という）は、新株予約権 1 個につき 1 0 0 株とする。） ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付手株式数を調整し、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てる。 調整後付手株式数＝調整前付手株式数×株式分割または株式併合の比率 また、上記のほか、割当日後、付手株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付手株式数の調整を行うことができる。 令和 4 年 5 月 1 0 日株消 により回復 令和 4 年 5 月 1 0 日株消 当手普通株式 3 万 3 4 0 百株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付手株式数」という）は、新株予約権 1 個につき 1 0 0 株とする。） ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付手株式数を調整し、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てる。 調整後付手株式数＝調整前付手株式数×株式分割または株式併合の比率 また、上記のほか、割当日後、付手株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付手株式数の調整を行うことができる。 令和 4 年 5 月 1 0 日株消 により回復 当手普通株式 3 万 1 0 0 百株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付手株式数」という）は、新株予約権 1 個につき 1 0 0 株とする。） ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付手株式数を調整し、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てる。 調整後付手株式数＝調整前付手株式数×株式分割または株式併合の比率 また、上記のほか、割当日後、付手株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付手株式数の調整を行うことができる。 令和 2 年 6 月 2 6 日変更 令和 4 年 5 月 1 0 日登記
--	---

	当社の普通株式（2万8千500株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき100株とする。）） ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む） または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。 $\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割または株式併合の比率}$ また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社が必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。 令和 3年 7月31日変更 令和 4年 5月10日登記 当社の普通株式（2万8千500株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき100株とする。）） ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む） または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。 $\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割または株式併合の比率}$ また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社が必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。 令和 3年 7月31日変更 令和 4年 5月10日登記 当社の普通株式（2万8千500株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき100株とする。）） ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む） または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。 $\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割または株式併合の比率}$ また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社が必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。 令和 4年 5月31日変更 令和 4年 6月 7日登記 当社の普通株式（2万2千100株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき100株とする。）） また、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む） または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。 $\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割または株式併合の比率}$ また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社が必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。 令和 4年 9月30日変更 令和 4年11月 6日登記 当社の普通株式（1万2千000株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき100株とする。）） また、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む） または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。 $\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割または株式併合の比率}$ また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社が必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。 令和 5年 5月31日変更 令和 5年 6月 6日登記
--	---

	当社普通株式 1,720の株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき1000株とする。） ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。 調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率 また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。 令和 5年 7月31日変更 令和 5年 8月 31日登記 当社普通株式 1,700の株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき1000株とする。） ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。 調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率 また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。 令和 5年12月31日変更 令和 6年 1月10日登記 当社普通株式 810の株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき1000株とする。） ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。 調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率 また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。 令和 6年 2月29日変更 令和 6年 3月 7日登記 当社普通株式 440の株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき1000株とする。） ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。 調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率 また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。 令和 6年 7月31日変更 令和 6年 8月 6日登記 当社普通株式 1100の株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき1000株とする。） ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。 調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率 また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。 令和 6年 9月30日変更 令和 6年10月 7日登記
--	---

当社普通株式 3300株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき300株とする。）

ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率
また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

令和 7年 4月 1日変更 令和 7年 4月 1日登記

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨
各新株予約権の払込金額は、次の①の算式（ブラック・ショールズ・モデル）により、次の②の基礎数値に基づき算出した1株当たりのオプション価格に新株予約権の目的である株式の数を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げ）とする。

①算式

$$C = S e^{-\lambda t} N(d_1) - e^{-rt} X N(d_2)$$

上記算式中の d_1 および d_2 は次のとおり

$$d_1 = \frac{\ln \frac{S}{X} + \left(r + \frac{\sigma^2}{2} \right) t}{\sigma \sqrt{t}}$$

$$d_2 = \frac{\ln \frac{S}{X} + \left(r - \frac{\sigma^2}{2} \right) t}{\sigma \sqrt{t}}$$

②上記算式の記号の趣旨等

- イ、1株当たりのオプション価格（C）
- ロ、株価（S）：平成24年10月15日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（終値がない場合は翌取引日の基準値段）
- ハ、行使価格（X）：1円
- ニ、予想残存期間（t）：4年3ヶ月
- ホ、ボラティリティ（ σ ）：4年3ヶ月間（平成20年7月16日から平成24年10月15日）の各取引日における当社普通株式の普通取引の終値に基づき算出
- ヘ、無リスクの利子率（r）：残存年数が予想残存期間に近似する国債の利子率
- ト、配当利回り（ λ ）：直近事業年度の配当実績に基づき算出
- チ、標準正規分布の累積分布関数（N（・））

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

平成24年10月16日から平成34年10月15日まで（以下、「行使可能期間」という）

新株予約権の行使の条件

- ①新株予約権者は、行使可能期間内であることに加え、当社の取締役、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日の1年後応当日から5年間（以下、「権利行使可能期間」という）が経過するまでの間に限り、新株予約権を行使することができる。
- ②新株予約権に関して第三者に対する譲渡、質入れその他の処分は、当社取締役会の承認がある場合を除き、これを認めない。

	①当社の取締役、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から権利行使可能期間が満了するまでの間に新株予約権者が死亡した場合、以下の全ての条件を充足すれば、相続人において新株予約権を行使することができる。 イ、本新株予約権を単独の相続人が相続すること。 ロ、本新株予約権を単独の相続人が行使すること。 ハ、相続の開始日から1年以内に本新株予約権を行使すること。 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件 ①当社は、新株予約権者が上記の権利行使の条件に該当しなくなったこと等により権利を行使し得なくなった場合または権利を放棄した場合、取締役会が別途定める日に新株予約権を無償で取得することができる。 ②当社は、以下の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は当社取締役会決議がなされた場合）、取締役会が別途定める日に新株予約権を無償で取得することができる。 イ、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案 ロ、当社が分割会社となる会社分割契約または会社分割計画承認の議案 ハ、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案 ニ、当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案 ホ、新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することまたは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案	
		平成24年10月16日発行 平成24年10月24日登記
	芙蓉総合リース株式会社第6回新株予約権 新株予約権の数 <u>420個</u> <u>365個</u> <u>357個</u> <u>337個</u> <u>319個</u> <u>311個</u> <u>294個</u> <u>277個</u> <u>260個</u> <u>252個</u>	平成27年 4月30日変更 平成27年 5月12日登記 平成27年 7月31日変更 平成27年 8月11日登記 平成28年 4月30日変更 平成28年 5月12日登記 平成29年 8月31日変更 平成29年 9月11日登記 平成30年 2月28日変更 平成30年 3月13日登記 平成30年 5月31日変更 平成30年 6月12日登記 平成30年12月31日変更 平成31年 1月 9日登記 平成31年 1月31日変更 平成31年 2月12日登記 平成31年 2月28日変更 平成31年 3月12日登記

	<u>244個</u>	平成31年 4月30日変更	令和 1年 5月13日登記
	<u>226個</u>	令和 1年 5月31日変更	令和 1年 6月11日登記
	<u>218個</u>	令和 1年 8月31日変更	令和 1年 9月 9日登記
	<u>210個</u>	令和 1年11月30日変更	令和 1年12月12日登記
	<u>202個</u>	令和 2年 7月31日変更	令和 2年 8月11日登記
	<u>194個</u>	令和 3年 3月31日変更	令和 3年 4月 9日登記
	<u>186個</u>	令和 3年12月31日変更	令和 4年 1月11日登記
	個		令和 4年 5月10日抹消
	<u>194個</u>		令和 4年 5月10日抹消 により回復
			令和 4年 5月10日抹消
	<u>202個</u>		令和 4年 5月10日抹消 により回復
			令和 4年 5月10日抹消
	<u>210個</u>		令和 4年 5月10日抹消 により回復
	<u>192個</u>	令和 2年 6月26日変更	令和 4年 5月10日登記
	<u>184個</u>	令和 2年 7月31日変更	令和 4年 5月10日登記
	<u>176個</u>	令和 3年 3月31日変更	令和 4年 5月10日登記
	<u>168個</u>	令和 3年12月31日変更	令和 4年 5月10日登記
	<u>151個</u>	令和 4年 5月31日変更	令和 4年 6月 7日登記
	<u>126個</u>	令和 4年 9月30日変更	令和 4年10月 6日登記
	<u>118個</u>	令和 5年 4月30日変更	令和 5年 5月 9日登記
	<u>63個</u>	令和 5年 5月31日変更	令和 5年 6月 6日登記
	<u>46個</u>	令和 6年 4月30日変更	令和 6年 5月 8日登記
	28個	令和 6年 9月30日変更	令和 6年10月 7日登記

付与株予約権の目的たる株式の取得及び数はその算定方法

当社普通株式 4万2,000株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、新株予約権1個につき100株とする。）

ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率
また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

当社普通株式 3万5,000株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、新株予約権1個につき100株とする。）

ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率
また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

平成27年 4月30日変更 平成27年 5月12日登記

当社普通株式 3万5,000株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、新株予約権1個につき100株とする。）

ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率
また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

平成27年 7月31日変更 平成27年 8月11日登記

当社普通株式 3万5,000株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、新株予約権1個につき100株とする。）

ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率
また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

平成28年 4月30日変更 平成28年 5月12日登記

当社普通株式 3万1,900株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、新株予約権1個につき100株とする。）

ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率
また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

平成29年 8月31日変更 平成29年 9月11日登記

	当社普通株式 3万1千1百株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき100株とする。） ただし、割当日後、当社が株式分割（当社の普通株式の株式数増減割合を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。 調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率 また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。 平成30年 2月28日変更 平成30年 3月13日登記 当社普通株式 2万9千4百株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき100株とする。） ただし、割当日後、当社が株式分割（当社の普通株式の株式数増減割合を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。 調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率 また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。 平成30年 5月31日変更 平成30年 6月12日登記 当社普通株式 2万7千7百株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき100株とする。） ただし、割当日後、当社が株式分割（当社の普通株式の株式数増減割合を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。 調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率 また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。 平成30年 12月31日変更 平成31年 1月 9日登記 当社普通株式 2万6千9百株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき100株とする。） ただし、割当日後、当社が株式分割（当社の普通株式の株式数増減割合を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。 調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率 また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。 平成31年 1月31日変更 平成31年 2月12日登記 当社普通株式 2万5千2百株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき100株とする。） ただし、割当日後、当社が株式分割（当社の普通株式の株式数増減割合を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。 調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率 また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。 平成31年 2月28日変更 平成31年 3月13日登記
--	--

当社普通株式 2万4400株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき1000株とする。）

ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率
また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

平成31年 4月30日変更 令和 1年 5月13日登記

当社普通株式 2万2600株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき1000株とする。）

ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率
また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

令和 1年 5月31日変更 令和 1年 6月11日登記

当社普通株式 2万1800株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき1000株とする。）

ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率
また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

令和 1年 8月31日変更 令和 1年 9月 9日登記

当社普通株式 2万1000株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき1000株とする。）

ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率
また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

令和 1年11月30日変更 令和 1年 12月12日登記

当社普通株式 2万2000株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき1000株とする。）

ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率
また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

令和 2年 7月31日変更 令和 2年 8月11日登記

	当社普通株式 1万9400株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき100株とする。） ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。 $\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割または株式併合の比率}$ また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。 令和 3年 3月31日変更 令和 3年 4月 9日登記 当社普通株式 1万8500株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき100株とする。） ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。 $\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割または株式併合の比率}$ また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。 令和 3年 12月31日変更 令和 4年 1月11日登記 令和 4年 5月10日抹消 当社普通株式 1万9400株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき100株とする。） ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。 $\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割または株式併合の比率}$ また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。 令和 4年 5月10日抹消 により回復 令和 4年 5月10日抹消 当社普通株式 2万2000株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき100株とする。） ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。 $\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割または株式併合の比率}$ また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。 令和 4年 5月10日抹消 により回復 令和 4年 5月10日抹消 当社普通株式 2万 0000株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき100株とする。） ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）
--	---

	または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。 調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率 また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。 令和 4年 5月10日発効 によりは、 当社普通株式 1万9200株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、新株予約権1個につき100株とする。） ただし、割当日後、当社が株式分割、当社普通株式の株式無償割当を含む、または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。 調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率 また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。 令和 2年 6月26日変更 令和 4年 5月10日発効 当社普通株式 1万8400株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、新株予約権1個につき100株とする。） ただし、割当日後、当社が株式分割、当社普通株式の株式無償割当を含む、または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。 調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率 また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。 令和 2年 7月31日変更 令和 4年 5月10日発効 当社普通株式 1万7600株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、新株予約権1個につき100株とする。） ただし、割当日後、当社が株式分割、当社普通株式の株式無償割当を含む、または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。 調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率 また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。 令和 3年 3月31日変更 令和 4年 5月10日発効 当社普通株式 1万6800株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、新株予約権1個につき100株とする。） ただし、割当日後、当社が株式分割、当社普通株式の株式無償割当を含む、または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。 調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率 また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。 令和 3年12月31日変更 令和 4年 5月10日発効 当社普通株式 1万5100株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、新株予約権1個につき100株とする。） ただし、割当日後、当社が株式分割、当社普通株式の株式無償割当を含む、
--	--

	または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株式数の端数については、これを切り捨てる。 $\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割または株式併合の比率}$ また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。 令和4年4月30日変更（令和4年6月7日登記） 当社普通株式 1万2000株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき100株とする。） ただし、割当日後、当社が株式分割（当社の普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株式数の端数については、これを切り捨てる。 $\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割または株式併合の比率}$ また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。 令和4年9月30日変更（令和4年10月8日登記） 当社普通株式 1万1800株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき100株とする。） ただし、割当日後、当社が株式分割（当社の普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株式数の端数については、これを切り捨てる。 $\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割または株式併合の比率}$ また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。 令和5年4月30日変更（令和5年5月9日登記） 当社普通株式 6000株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき100株とする。） ただし、割当日後、当社が株式分割（当社の普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株式数の端数については、これを切り捨てる。 $\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割または株式併合の比率}$ また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。 令和5年5月31日変更（令和5年6月6日登記） 当社普通株式 4600株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき100株とする。） ただし、割当日後、当社が株式分割（当社の普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株式数の端数については、これを切り捨てる。 $\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割または株式併合の比率}$ また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。 令和6年4月30日変更（令和6年5月8日登記） 当社普通株式 2500株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき100株とする。） ただし、割当日後、当社が株式分割（当社の普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株式数の端数については、これを切り捨てる。
--	--

果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率
また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

令和 6年 9月30日変更 令和 6年10月 7日登記

当社普通株式 8400株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき300株とする。）

ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率
また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

令和 7年 4月 10日変更 令和 7年 4月 1日登記

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨
各新株予約権の払込金額は、次の①の算式（ブラック・ショールズ・モデル）により、次の②の基礎数値に基づき算出した1株当たりのオプション価格に新株予約権の目的である株式の数を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げ）とする。

①算式

$$C = S e^{-\lambda t} N(d_1) - e^{-rt} X N(d_2)$$

上記算式中の d_1 および d_2 は次のとおり

$$d_1 = \frac{\ln \left(\frac{S_0}{X} \right) + \left(r - \lambda + \frac{\sigma^2}{2} \right) t}{\sigma \sqrt{t}}$$

$$d_2 = d_1 - \sigma \sqrt{t}$$

②上記算式の記号の趣旨等

- イ. 1株当たりのオプション価格（C）
- ロ. 株価（S）：平成25年10月11日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（終値がない場合は翌取引日の基準値段）
- ハ. 行使価格（X）：1円
- ニ. 予想残存期間（t）：4年3ヶ月
- ホ. ボラティリティ（ σ ）：4年3ヶ月間（平成21年7月12日から平成25年10月11日まで）の各取引日における当社普通株式の普通取引の終値に基づき算出
- ヘ. 無リスクの利子率（r）：残存年数が予想残存期間に近似する国債の利子率
- ト. 配当利回り（ λ ）：直近事業年度の配当実績に基づき算出
- チ. 標準正規分布の累積分布関数（N（・））

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

平成25年10月15日から平成25年10月14日まで（以下、「行使可能期間」という）

新株予約権の行使の条件			
①新株予約権者は、行使可能期間内であることに加え、当社の取締役、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日の1年後応当日から5年間（以下、「権利行使可能期間」という）が経過するまでの間に限り、新株予約権を行使することができる。			
②新株予約権に関して第三者に対する譲渡、質入れその他の処分は、当社取締役会の承認がある場合を除き、これを認めない。			
③当社の取締役、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から権利行使可能期間が満了するまでの間に新株予約権者が死亡した場合、以下の全ての条件を充足すれば、相続人において新株予約権を行使することができる。			
イ、本新株予約権を単独の相続人が相続すること。			
ロ、本新株予約権を単独の相続人が行使すること。			
ハ、相続の開始日から1年以内に本新株予約権を行使すること。			
会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件			
①当社は、新株予約権者が上記の権利行使の条件に該当しなくなったこと等により権利を行使し得なくなった場合または権利を放棄した場合、取締役会が別途定める日に新株予約権を無償で取得することができる。			
②当社は、以下の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は当社取締役会決議がなされた場合）、取締役会が別途定める日に新株予約権を無償で取得することができる。			
イ、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案			
ロ、当社が分割会社となる会社分割契約または会社分割計画承認の議案			
ハ、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案			
ニ、当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案			
ホ、新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することまたは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案			
平成25年10月15日発行			
平成25年10月23日登記			
芙蓉総合リース株式会社第7回新株予約権			
新株予約権の数			
355個			
335個			
318個			
300個			
282個			
274個			
266個			
平成28年 4月30日変更			
平成28年 5月12日登記			
平成30年 5月31日変更			
平成30年 6月12日登記			
平成31年 1月31日変更			
平成31年 2月12日登記			
令和 1年 5月31日変更			
令和 1年 6月11日登記			
令和 2年 3月31日変更			
令和 2年 4月10日登記			
令和 2年11月30日変更			
令和 2年12月 8日登記			

258個	令和 3年 1月31日変更	令和 3年 2月10日登記
241個	令和 3年 3月31日変更	令和 3年 4月 9日登記
233個	令和 3年 7月31日変更	令和 3年 8月10日登記
225個	令和 4年 1月31日変更	令和 4年 2月 7日登記
208個	令和 4年 5月31日変更	令和 4年 6月 7日登記
200個	令和 5年 2月28日変更	令和 5年 3月 7日登記
192個	令和 5年 3月31日変更	令和 5年 4月 7日登記
138個	令和 5年 5月31日変更	令和 5年 6月 6日登記
121個	令和 6年 1月31日変更	令和 6年 2月 5日登記
113個	令和 6年 2月29日変更	令和 6年 3月 7日登記
95個	令和 6年 9月30日変更	令和 6年10月 7日登記
78個	令和 7年 3月31日変更	令和 7年 4月 1日登記
60個	令和 7年 4月30日変更	令和 7年 5月 2日登記
新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法		
当社普通株式 3万5500株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき100株とする。）		
ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。		
調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率		
また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。		
当社普通株式 3万3500株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき100株とする。）		
ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。		
調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率		
また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。		
平成28年 4月30日変更 平成28年 5月12日登記		
当社普通株式 3万1800株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき100株とする。）		
ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。		

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率
また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない
事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調
整を行うことができる。

平成30年 5月31日変更 平成30年 6月12日登記
当社普通株式 3万株（新株予約権の目的である株式の数（以下、
「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき100株とする。）

ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）
または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結
果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率
また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない
事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調
整を行うことができる。

平成31年 1月31日変更 平成31年 2月12日登記
当社普通株式 2万8200株（新株予約権の目的である株式の数（以下、
「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき100株とする。）

ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）
または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結
果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率
また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない
事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調
整を行うことができる。

令和 1年 5月31日変更 令和 1年 6月11日登記
当社普通株式 2万7400株（新株予約権の目的である株式の数（以下、
「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき100株とする。）

ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）
または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結
果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率
また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない
事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調
整を行うことができる。

令和 2年 5月31日変更 令和 2年 4月10日登記
当社普通株式 2万6600株（新株予約権の目的である株式の数（以下、
「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき100株とする。）

ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）
または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結
果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率
また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない
事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調
整を行うことができる。

令和 2年11月30日変更 令和 2年12月 8日登記
当社普通株式 2万5800株（新株予約権の目的である株式の数（以下、
「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき100株とする。）

ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）
または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結
果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

令和 3年 1月31日変更 令和 3年 2月10日登記
当社普通株式 2,941,000株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき100株とする。）
ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式回合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式回合の比率
また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

令和 3年 3月31日変更 令和 3年 4月 9日登記
当社普通株式 2,943,000株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき100株とする。）
ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式回合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式回合の比率
また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

令和 3年 5月31日変更 令和 3年 6月10日登記
当社普通株式 2,925,000株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき100株とする。）
ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式回合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式回合の比率
また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

令和 4年 1月31日変更 令和 4年 2月 7日登記
当社普通株式 2,980,000株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき100株とする。）
ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式回合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式回合の比率
また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

令和 4年 5月31日変更 令和 4年 6月 7日登記
当社普通株式 2,940,000株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき100株とする。）
ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式回合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式回合の比率
また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない

	事業が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。 令和 5 年 2 月 28 日変更 令和 5 年 3 月 7 日登記 当社普通株式 1 万 9 千 0 百 0 株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は、新株予約権 1 個につき 1 百 0 株とする。） ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式引合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てる。 $\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割または株式引合の比率}$ また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。 令和 5 年 3 月 31 日変更 令和 5 年 4 月 7 日登記 当社普通株式 1 万 3 千 8 百 0 株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は、新株予約権 1 個につき 1 百 0 株とする。） ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式引合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てる。 $\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割または株式引合の比率}$ また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。 令和 5 年 5 月 31 日変更 令和 5 年 6 月 6 日登記 当社普通株式 1 万 2 千 1 百 0 株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は、新株予約権 1 個につき 1 百 0 株とする。） ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式引合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てる。 $\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割または株式引合の比率}$ また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。 令和 6 年 1 月 31 日変更 令和 6 年 2 月 5 日登記 当社普通株式 1 万 1 千 3 百 0 株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は、新株予約権 1 個につき 1 百 0 株とする。） ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式引合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てる。 $\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割または株式引合の比率}$ また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。 令和 6 年 2 月 29 日変更 令和 6 年 3 月 7 日登記 当社普通株式 9 千 5 百 0 株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は、新株予約権 1 個につき 1 百 0 株とする。） ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式引合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てる。 $\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割または株式引合の比率}$ また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。
--	---

整を行うことができる。

令和 6年 9月30日変更 令和 6年10月 7日登記
当社普通株式 7800株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき100株とする。）
ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率
また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

令和 7年 3月31日変更 令和 7年 4月 1日登記
当社普通株式 2万3400株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき300株とする。）
ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率
また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

令和 7年 4月 1日変更 令和 7年 4月 1日登記
当社普通株式 1万8000株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき300株とする。）
ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率
また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

令和 7年 4月30日変更 令和 7年 5月 2日登記
募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨
各新株予約権の払込金額は、次の①の算式（ブラック・ショールズ・モデル）により、次の②の基礎数値に基づき算出した1株当たりのオプション価格に新株予約権の目的である株式の数を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げ）とする。

①算式

$$C = S e^{-d_1 N(d_1)} - e^{-\lambda t} X N(d_2)$$

上記算式中の d_1 および d_2 は次のとおり

$$d_1 = \frac{\ln \frac{S}{X} + \left(r + \frac{\sigma^2}{2} \right) t}{\sigma \sqrt{t}}$$

$$d_2 = \frac{\ln \frac{S}{X} + \left(r - \frac{\sigma^2}{2} \right) t}{\sigma \sqrt{t}}$$

②上記算式の記号の趣旨等

イ、1株当たりのオプション価格（C）

ロ、株価（S）：平成26年10月14日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（終値がない場合は翌取引日の基準値段）

ハ、行使価格（X）：1円

	ニ、予想残存期間（l）：4年3ヶ月 ホ、ボラティリティ（σ）：4年3ヶ月間（平成22年7月15日から平成26年10月14日まで）の各取引日における当社普通株式の普通取引の終値に基づき算出 ヘ、無リスクの利子率（r）：残存年数が予想残存期間に近似する国債の利子率 ト、配当利回り（y）：直近事業年度の配当実績に基づき算出 チ、標準正規分布の累積分布関数（$N(\cdot)$） 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。 新株予約権を行使することができる期間 平成26年10月15日から平成26年10月14日まで（以下、「行使可能期間」という） 新株予約権の行使の条件 ①新株予約権者は、行使可能期間内であることに加え、当社の取締役、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日の1年後迄当日から5年間（以下、「権利行使可能期間」という）が経過するまでの間に限り、新株予約権を行使することができる。 ②新株予約権に関して第三者に対する譲渡、買入れその他の処分は、当社取締役会の承認がある場合を除き、これを認めない。 ③当社の取締役、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から権利行使可能期間が満了するまでの間に新株予約権者が死亡した場合、以下の全ての条件を充足すれば、相続人において新株予約権を行使することができる。 イ、本新株予約権を単独の相続人が相続すること。 ロ、本新株予約権を単独の相続人が行使すること。 ハ、相続の開始日から1年以内に本新株予約権を行使すること。 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件 ①当社は、新株予約権者が上記の権利行使の条件に該当しなくなったこと等により権利を行使し得なくなった場合または権利を放棄した場合、取締役会が別途定める日に新株予約権を無償で取得することができる。 ②当社は、以下の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は当社取締役会決議がなされた場合）、取締役会が別途定める日に新株予約権を無償で取得することができる。 イ、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案 ロ、当社が分割会社となる会社分割契約または会社分割計画承認の議案 ハ、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案 ニ、当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案 ホ、新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することまたは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
	平成26年10月15日発行 平成26年10月22日登記

芙蓉総合リース株式会社第8回新株予約権			
新株予約権の数			
286個			
273個			
259個	平成30年 5月31日変更	平成30年 6月12日登記	
253個	令和 1年 5月31日変更	令和 1年 6月11日登記	
239個	令和 2年 1月31日変更	令和 2年 2月12日登記	
233個	令和 2年 2月29日変更	令和 2年 3月11日登記	
220個	令和 2年11月30日変更	令和 2年12月 8日登記	
214個	令和 3年 3月31日変更	令和 3年 4月 9日登記	
208個	令和 3年12月31日変更	令和 4年 1月11日登記	
202個	令和 4年 2月28日変更	令和 4年 3月 7日登記	
189個	令和 4年 3月31日変更	令和 4年 4月 1日登記	
183個	令和 4年 5月31日変更	令和 4年 6月 7日登記	
170個	令和 4年 9月30日変更	令和 4年10月 6日登記	
128個	令和 5年 3月31日変更	令和 5年 4月 7日登記	
122個	令和 5年 5月31日変更	令和 5年 6月 6日登記	
116個	令和 6年 2月29日変更	令和 6年 3月 7日登記	
103個	令和 6年 3月31日変更	令和 6年 4月 1日登記	
89個	令和 6年 4月30日変更	令和 6年 5月 8日登記	
75個	令和 6年 9月30日変更	令和 6年10月 7日登記	
	令和 7年 4月30日変更	令和 7年 5月 2日登記	
新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法			
当社普通株式 2万8600株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき100株とする。）			
ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。			
調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率			
また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。			

	当社普通株式 2万7,500株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、新株予約権1個につき100株とする。） ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式総数割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。 調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率 また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うこととなる。 平成30年 5月31日変更 平成30年 6月17日登記 当社普通株式 2万5,900株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、新株予約権1個につき100株とする。） ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式総数割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。 調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率 また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うこととなる。 令和 1年 5月31日変更 令和 1年 6月11日登記 当社普通株式 2万5,300株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、新株予約権1個につき100株とする。） ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式総数割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。 調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率 また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うこととなる。 令和 2年 1月31日変更 令和 2年 2月12日登記 当社普通株式 2万5,900株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、新株予約権1個につき100株とする。） ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式総数割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。 調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率 また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うこととなる。 令和 2年 2月29日変更 令和 2年 3月11日登記 当社普通株式 2万5,300株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、新株予約権1個につき100株とする。） ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式総数割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。 調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率 また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うこととなる。 令和 2年3月30日変更 令和 2年12月 8日登記
--	---

	当計普通株式 2万2000株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、新株予約権1個につき100株とする。） <u>ただし、割当日後、当社が株式分割（当計普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。</u> <u>調整後の付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率</u> <u>また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とする事由を得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。</u> 令和 3年 3月31日変更 令和 3年 4月 9日登記 当計普通株式 2万1400株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、新株予約権1個につき100株とする。） <u>ただし、割当日後、当社が株式分割（当計普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。</u> <u>調整後の付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率</u> <u>また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とする事由を得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。</u> 令和 3年12月31日変更 令和 4年 1月11日登記 当計普通株式 2万8000株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、新株予約権1個につき100株とする。） <u>ただし、割当日後、当社が株式分割（当計普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。</u> <u>調整後の付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率</u> <u>また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とする事由を得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。</u> 令和 4年 2月28日変更 令和 4年 3月 7日登記 当計普通株式 2万2000株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、新株予約権1個につき100株とする。） <u>ただし、割当日後、当社が株式分割（当計普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。</u> <u>調整後の付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率</u> <u>また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とする事由を得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。</u> 令和 4年 3月31日変更 令和 4年 4月 1日登記 当計普通株式 1万8900株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、新株予約権1個につき100株とする。） <u>ただし、割当日後、当社が株式分割（当計普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。</u> <u>調整後の付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率</u> <u>また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とする事由を得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。</u> 令和 4年 5月31日変更 令和 4年 6月 7日登記
--	--

当社は同株式（1）が8300株（新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は、新株予約権1株につき100株とする。）

ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率
また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とする事由を得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

令和4年9月30日変更 令和5年10月6日登記
当社普通株式 1万7000株（新株予約権の目的である株式の数（以下

「付与株式数」という。）は、新株予約権1株につき100株とする。）

ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率
また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とする事由を得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

令和5年3月31日変更 令和5年4月7日登記
当社普通株式 1万2800株（新株予約権の目的である株式の数（以下

「付与株式数」という。）は、新株予約権1株につき100株とする。）

ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率
また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とする事由を得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

令和5年5月31日変更 令和5年6月6日登記
当社普通株式 1万2200株（新株予約権の目的である株式の数（以下

「付与株式数」という。）は、新株予約権1株につき100株とする。）

ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率
また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とする事由を得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

令和6年2月29日変更 令和6年3月7日登記
当社普通株式 1万1600株（新株予約権の目的である株式の数（以下

「付与株式数」という。）は、新株予約権1株につき100株とする。）

ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率
また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とする事由を得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

令和6年3月31日変更 令和6年4月1日登記

	当社普通株式 1万300株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき100株とする。） ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。 調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率 また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。 令和 6年 4月30日変更 令和 6年 5月 8日登記 当社普通株式 8900株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき100株とする。） ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。 調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率 また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。 令和 6年 9月30日変更 令和 6年10月 7日登記 当社普通株式 2万6700株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき300株とする。） ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。 調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率 また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。 令和 7年 4月 1日変更 令和 7年 4月 1日登記 当社普通株式 2万2500株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき300株とする。） ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。 調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率 また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。 令和 7年 4月30日変更 令和 7年 5月 2日登記 募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨 各新株予約権の払込金額は、次の①の算式（ブラック・ショールズ・モデル）により、次の②の基礎数値に基づき算出した1株当たりのオプション価格に 新株予約権の目的である株式の数を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げ）とする。 ①算式
--	---

	$C = S e^{-rt} N(d_1) - e^{-rt} X N(d_2)$ 上記算式中のd_1およびd_2は次のとおり $d_1 = \frac{\ln\left(\frac{S}{X}\right) + \left(r + \frac{\sigma^2}{2}\right)t}{\sigma\sqrt{t}}$ $d_2 = d_1 - \sigma\sqrt{t}$ ②上記算式の記号の趣旨等 イ、1株当たりのオプション価格（C） ロ、株価（S）：平成27年10月14日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（終値がない場合は翌取引日の基準値段） ハ、行使価格（X）：1円 ニ、予想残存期間（t）：4年3ヶ月 ホ、ボラティリティ（σ）：4年3ヶ月間（平成23年7月15日から平成27年10月14日まで）の各取引日における当社普通株式の普通取引の終値に基づき算出 ヘ、無リスクの利子率（r）：残存年数が予想残存期間に近似する国債の利子率 ト、配当利回り（λ）：直近事業年度の配当実績に基づき算出 チ、標準正規分布の累積分布関数（N（・）） 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。 新株予約権を行使することができる期間 平成27年10月15日から平成37年10月14日まで（以下、「行使可能期間」という） 新株予約権の行使の条件 ①新株予約権者は、行使可能期間内であることに加え、当社の取締役、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日の1年後応当日から5年間（以下、「権利行使可能期間」という）が経過するまでの間に限り、新株予約権を行使することができる。 ②新株予約権に関して第三者に対する譲渡、質入れその他の処分は、当社取締役会の承認がある場合を除き、これを認めない。 ③当社の取締役、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から権利行使可能期間が満了するまでの間に新株予約権者が死亡した場合、以下の全ての条件を充足すれば、相続人において新株予約権を行使することができる。 イ、本新株予約権を単独の相続人が相続すること。 ロ、本新株予約権を単独の相続人が行使すること。 ハ、相続の開始日から1年以内に本新株予約権を行使すること。
--	--

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

- ①当社は、新株予約権者が上記の権利行使の条件に該当しなくなったこと等により権利を行使し得なくなった場合または権利を放棄した場合、取締役会が別途定める日に新株予約権を無償で取得することができる。
- ②当社は、以下の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は当社取締役会決議がなされた場合）、取締役会が別途定める日に新株予約権を無償で取得することができる。
- イ、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- ロ、当社が分割会社となる会社分割契約または会社分割計画承認の議案
- ハ、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案
- ニ、当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- ホ、新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することまたは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

平成27年10月15日発行

平成27年10月26日登記

芙蓉総合リース株式会社第91回新株予約権
新株予約権の数

347個

333個

319個

306個

294個

279個

266個

227個

221個

173個

167個

161個

155個

141個

平成30年	5月31日変更	平成30年	6月12日登記
令和 3年	3月31日変更	令和 3年	4月 9日登記
令和 4年	1月31日変更	令和 4年	2月 7日登記
令和 4年	3月31日変更	令和 4年	4月 1日登記
令和 4年	5月31日変更	令和 4年	6月 7日登記
令和 5年	1月31日変更	令和 5年	2月 7日登記
令和 5年	3月31日変更	令和 5年	4月 7日登記
令和 5年	4月30日変更	令和 5年	5月 9日登記
令和 5年	5月31日変更	令和 5年	6月 6日登記
令和 6年	2月29日変更	令和 6年	3月 7日登記
令和 6年	3月31日変更	令和 6年	4月 1日登記
令和 6年	7月31日変更	令和 6年	8月 6日登記
令和 6年	9月30日変更	令和 6年	10月 7日登記

1.3.5条 1.3.2条 1.3.3条 1.3.2条	令和 6年 3月31日変更 令和 6年11月 31日登記 令和 7年 3月31日変更 令和 7年 4月 1日登記 令和 7年 4月30日変更 令和 7年 5月 31日登記 令和 7年 5月31日変更 令和 7年 6月 4日登記
新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法 当社は普通株式 3万4700株（新株予約権の目的たる株式の数（以下、「付与株式数」という）は、新株予約権1株につき100株とする。） ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。 調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率 また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とする事由がない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。 当社は普通株式 3万3000株（新株予約権の目的たる株式の数（以下、「付与株式数」という）は、新株予約権1株につき100株とする。） ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。 調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率 また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とする事由がない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。 平成30年 5月11日変更 平成30年 6月12日登記 当社普通株式 3万1900株（新株予約権の目的たる株式の数（以下、「付与株式数」という）は、新株予約権1株につき100株とする。） ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。 調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率 また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とする事由がない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。 令和 3年 3月31日変更 令和 5年 1月 9日登記 当社普通株式 3万6000株（新株予約権の目的たる株式の数（以下、「付与株式数」という）は、新株予約権1株につき100株とする。） ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。 調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率 また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とする事由がない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。 令和 4年 2月31日変更 令和 4年 2月 7日登記 当社普通株式 2万9400株（新株予約権の目的たる株式の数（以下、「付与株式数」という）は、新株予約権1株につき100株とする。） ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）	新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法 当社は普通株式 3万4700株（新株予約権の目的たる株式の数（以下、「付与株式数」という）は、新株予約権1株につき100株とする。） ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。 調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率 また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とする事由がない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。 当社は普通株式 3万3000株（新株予約権の目的たる株式の数（以下、「付与株式数」という）は、新株予約権1株につき100株とする。） ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。 調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率 また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とする事由がない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。 平成30年 5月11日変更 平成30年 6月12日登記 当社普通株式 3万1900株（新株予約権の目的たる株式の数（以下、「付与株式数」という）は、新株予約権1株につき100株とする。） ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。 調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率 また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とする事由がない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。 令和 3年 3月31日変更 令和 5年 1月 9日登記 当社普通株式 3万6000株（新株予約権の目的たる株式の数（以下、「付与株式数」という）は、新株予約権1株につき100株とする。） ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。 調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率 また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とする事由がない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。 令和 4年 2月31日変更 令和 4年 2月 7日登記 当社普通株式 2万9400株（新株予約権の目的たる株式の数（以下、「付与株式数」という）は、新株予約権1株につき100株とする。） ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）

または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率
 また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

令和 4年 3月31日変更 令和 4年 4月 1日登記
 当社普通株式 2万7900株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、新株予約権1個につき100株とする。）

ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率
 また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

令和 4年 5月31日変更 令和 4年 6月 7日登記
 当社普通株式 2万6600株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、新株予約権1個につき100株とする。）

ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率
 また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

令和 5年 1月31日変更 令和 5年 2月 7日登記
 当社普通株式 2万7700株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、新株予約権1個につき100株とする。）

ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率
 また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

令和 5年 3月31日変更 令和 5年 4月 7日登記
 当社普通株式 2万2100株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、新株予約権1個につき100株とする。）

ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率
 また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

令和 5年 4月30日変更 令和 5年 5月 9日登記
 当社普通株式 1万7300株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、新株予約権1個につき100株とする。）

ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果

	果生じる「株未満の端数については、これを切り捨てる。」 調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率 また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。 令和 5年 5月31日変更 令和 5年 6月 6日登記 当社普通株式 1万6700株（新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき1株とする。） ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる「株未満の端数については、これを切り捨てる。」 調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率 また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。 令和 6年 2月29日変更 令和 6年 3月 7日登記 当社普通株式 1万6100株（新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき100株とする。） ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる「株未満の端数については、これを切り捨てる。」 調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率 また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。 令和 6年 3月31日変更 令和 6年 4月 1日登記 当社普通株式 1万5500株（新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき100株とする。） ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる「株未満の端数については、これを切り捨てる。」 調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率 また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。 令和 6年 7月31日変更 令和 6年 8月 6日登記 当社普通株式 1万4100株（新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき100株とする。） ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる「株未満の端数については、これを切り捨てる。」 調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率 また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。 令和 6年 9月30日変更 令和 6年10月 7日登記 当社普通株式 1万3500株（新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき100株とする。） ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる「株未満の端数については、これを切り捨てる。」
--	---

	調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率 また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とする事由を得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。 令和 6年 10月 31日変更 令和 6年 11月 5日登記 当社普通株式 1万2300株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき100株とする。） ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。 調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率 また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とする事由を得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。 令和 7年 3月 31日変更 令和 7年 4月 1日登記 当社普通株式 3万6600株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき300株とする。） ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。 調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率 また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とする事由を得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。 令和 7年 4月 1日変更 令和 7年 4月 1日登記 当社普通株式 352400株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき300株とする。） ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。 調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率 また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とする事由を得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。 令和 7年 4月 30日変更 令和 7年 5月 2日登記 当社普通株式 3万6000株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき300株とする。） ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。 調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率 また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とする事由を得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。 令和 7年 5月 31日変更 令和 7年 6月 4日登記 当社は新株予約権の払込金原資、くみそ算定方法又は払込を要しないとする旨の新株予約権の払込金原資は、次の式（算式）（ブラケット・ジョー・ル・ド・ペリ）により、次の算定基礎額に基づき算出した1株当たりのオプション価格に新株予約権の目的である株式の数を乗じた金額（1株未満の端数は切り上げ）とする。 ③株式
--	--

$$C = S e^{-rt} N(d_1) - e^{-rt} X N(d_2)$$

上記算式中の d_1 および d_2 は次のとおり

$$d_1 = \frac{\ln \left(\frac{rS}{X} \right) + \left(r - \lambda + \frac{\sigma^2}{2} \right) t}{\sigma \sqrt{t}}$$

$$d_2 = d_1 - \sigma \sqrt{t}$$

$$d_2 = d_1 - \sigma \sqrt{t}$$

②上記算式の記号の趣旨等

イ、1株当たりのオプション価格（C）

ロ、株価（S）：平成28年10月13日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（終値がない場合は翌取引日の基準値段）

ハ、行使価格（X）：1円

ニ、予想残存期間（t）：4年3ヶ月

ホ、ボラティリティ（ σ ）：4年3ヶ月間（平成24年7月14日から平成28年10月13日まで）の各取引日における当社普通株式の普通取引の終値に基づき算出

ヘ、無リスクの利子率（r）：残存年数が予想残存期間に近似する国債の利子率

ト、配当利回り（ λ ）：直近事業年度の配当実績に基づき算出

チ、標準正規分布の累積分布関数（N（・））

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

平成28年10月14日から平成58年10月13日まで（以下、「行使可能期間」という）

新株予約権の行使の条件

①新株予約権者は、行使可能期間内であることに加え、当社の取締役、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日の1年後迄当日から5年間（以下、「権利行使可能期間」という）が経過するまでの間に限り、新株予約権を行使することができる。

②新株予約権に関して第三者に対する譲渡、質入れその他の処分は、当社取締役会の承認がある場合を除き、これを認めない。

③当社の取締役、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から権利行使可能期間が満了するまでの間に新株予約権者が死亡した場合、以下の全ての条件を充足すれば、相続人において新株予約権を行使することができる。

イ、本新株予約権を単独の相続人が相続すること。

ロ、本新株予約権を単独の相続人が行使すること。

ハ、相続の開始日から1年以内に本新株予約権を行使すること。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

- ①当社は、新株予約権者が上記の権利行使の条件に該当しなくなったこと等により権利を行使し得なくなった場合または権利を放棄した場合、取締役会が別途定める日に新株予約権を無償で取得することができる。
- ②当社は、以下の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は当社取締役会決議がなされた場合）、取締役会が別途定める日に新株予約権を無償で取得することができる。
- イ、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ロ、当社が分割会社となる会社分割契約または会社分割計画承認の議案
 - ハ、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案
 - ニ、当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - ホ、新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することまたは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

平成28年10月14日発行

平成28年10月25日登記

芙蓉総合リース株式会社第10回新株予約権

新株予約権の数

222個

213個

令和 3年 1月31日変更

令和 3年 2月10日登記

204個

令和 4年 2月28日変更

令和 4年 3月 7日登記

200個

令和 4年 3月31日変更

令和 4年 4月 1日登記

190個

令和 4年 5月31日変更

令和 4年 6月 7日登記

181個

令和 5年 3月31日変更

令和 5年 4月 7日登記

177個

令和 5年 4月30日変更

令和 5年 5月 9日登記

145個

令和 5年 5月31日変更

令和 5年 6月 6日登記

136個

令和 5年 7月31日変更

令和 5年 8月 3日登記

132個

令和 5年11月30日変更

令和 5年12月 5日登記

128個

令和 5年12月31日変更

令和 6年 1月10日登記

119個

令和 6年 1月31日変更

令和 6年 2月 5日登記

115個

令和 6年 2月29日変更

令和 6年 3月 7日登記

111個

令和 6年 3月31日変更

令和 6年 4月 1日登記

110個	令和 6年 7月31日変更	令和 6年 8月 6日登記
101個	令和 6年 9月30日変更	令和 6年10月 7日登記
92個	令和 6年10月31日変更	令和 6年11月 5日登記
88個	令和 6年11月30日変更	令和 6年12月 5日登記
87個	令和 7年 2月28日変更	令和 7年 3月 4日登記
78個	令和 7年 4月30日変更	令和 7年 5月 2日登記
74個	令和 7年 5月31日変更	令和 7年 6月 4日登記
新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法		
当社普通株式 2万2200株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき100株とする。）		
ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。		
調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率		
また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。		
当社普通株式 2万1300株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき100株とする。）		
ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。		
調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率		
また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。		
令和 3年 1月31日変更 令和 3年 2月10日登記		
当社普通株式 2万400株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき100株とする。）		
ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。		
調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率		
また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。		
令和 4年 2月28日変更 令和 4年 3月 7日登記		
当社普通株式 2万株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき100株とする。）		
ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。		
調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率		
また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない		

	事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付手株式数の調整を行うことができる。 令和 4年 3月31日変更 令和 4年 4月 1日登記 当社普通株式 1,000,000株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付手株式数」という）は、新株予約権1個につき100株とする。） ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付手株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。 $\text{調整後付手株式数} = \text{調整前付手株式数} \times \text{株式分割または株式併合の比率}$ また、上記のほか、割当日後、付手株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付手株式数の調整を行うことができる。 令和 4年 5月31日変更 令和 4年 6月 7日登記 当社普通株式 1,081,000株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付手株式数」という）は、新株予約権1個につき100株とする。） ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付手株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。 $\text{調整後付手株式数} = \text{調整前付手株式数} \times \text{株式分割または株式併合の比率}$ また、上記のほか、割当日後、付手株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付手株式数の調整を行うことができる。 令和 5年 3月31日変更 令和 5年 4月 7日登記 当社普通株式 1,077,000株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付手株式数」という）は、新株予約権1個につき100株とする。） ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付手株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。 $\text{調整後付手株式数} = \text{調整前付手株式数} \times \text{株式分割または株式併合の比率}$ また、上記のほか、割当日後、付手株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付手株式数の調整を行うことができる。 令和 5年 4月30日変更 令和 5年 5月 9日登記 当社普通株式 1,045,000株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付手株式数」という）は、新株予約権1個につき100株とする。） ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付手株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。 $\text{調整後付手株式数} = \text{調整前付手株式数} \times \text{株式分割または株式併合の比率}$ また、上記のほか、割当日後、付手株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付手株式数の調整を行うことができる。 令和 5年 5月31日変更 令和 5年 6月 6日登記 当社普通株式 1,036,000株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付手株式数」という）は、新株予約権1個につき100株とする。） ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付手株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。 $\text{調整後付手株式数} = \text{調整前付手株式数} \times \text{株式分割または株式併合の比率}$ また、上記のほか、割当日後、付手株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付手株式数の調整を行うことができる。
--	---

格を行うことができる。

令和 5年 7月31日変更 令和 5年 8月 3日登記
当社普通株式 1万3200株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき100株とする。）
ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率
また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

令和 5年 11月30日変更 令和 5年 12月 5日登記
当社普通株式 1万2800株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき100株とする。）
ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率
また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

令和 5年 12月31日変更 令和 6年 1月10日登記
当社普通株式 1万1900株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき100株とする。）
ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率
また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

令和 6年 1月31日変更 令和 6年 2月 5日登記
当社普通株式 1万1500株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき100株とする。）
ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率
また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

令和 6年 2月29日変更 令和 6年 3月 7日登記
当社普通株式 1万1100株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき100株とする。）
ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率
また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

	令和 6年 3月31日変更 令和 6年 4月 1日発効 当社普通株式 1万1,000株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき100株とする。） ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。 $\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割または株式併合の比率}$ また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とする事由がない理由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。 令和 6年 7月31日変更 令和 6年 8月 6日発効 当社普通株式 1万1,000株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき100株とする。） ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。 $\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割または株式併合の比率}$ また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とする事由がない理由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。 令和 6年 9月30日変更 令和 6年10月 7日発効 当社普通株式 9,200株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき100株とする。） ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。 $\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割または株式併合の比率}$ また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とする事由がない理由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。 令和 6年10月31日変更 令和 6年11月 5日発効 当社普通株式 8,800株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき100株とする。） ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。 $\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割または株式併合の比率}$ また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とする事由がない理由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。 令和 6年11月30日変更 令和 6年12月 31日発効 当社普通株式 3,700株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき100株とする。） ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。 $\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割または株式併合の比率}$ また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とする事由がない理由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。 令和 7年 2月28日変更 令和 7年 3月 4日発効
--	---

当社普通株式 2万6100株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき300株とする。）

ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率
また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

令和 7年 4月 1日変更 令和 7年 4月 1日登記

当社普通株式 2万3400株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき300株とする。）

ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率
また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

令和 7年 4月 30日変更 令和 7年 5月 2日登記

当社普通株式 2万2200株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき300株とする。）

ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率
また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

令和 7年 5月 31日変更 令和 7年 6月 4日登記

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨
各新株予約権の払込金額は、次の①の算式（ブラックショールズモデル）により、次の②の基礎数値に基づき算出した1株当たりのオプション価格に新株予約権の目的である株式の数を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げ）とする。

①算式

$$C = S e^{-qT} N(d_1) - e^{-rT} X N(d_2)$$

上記算式中のd₁およびd₂は次のとおり

$$d_1 = \frac{\ln \left(\frac{S}{X} \right) + \left(r - \delta + \frac{\sigma^2}{2} \right) T}{\sigma \sqrt{T}}$$

$$d_2 = d_1 - \sigma \sqrt{T}$$

②上記算式の記号の趣旨等

- イ. 1株当たりのオプション価格（C）
- ロ. 株価（S）：平成29年10月13日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（終値がない場合は翌取引日の基準値段）
- ハ. 行使価格（X）：1円
- ニ. 予想残存期間（T）：4年3ヶ月
- ホ. ボラティリティ（σ）：4年3ヶ月間（平成25年7月14日から平

	成29年10月13日まで)の各取引日における当社普通株式の普通取引の終値に基づき算出 へ 無リスクの利子率(r):残存年数が予想残存期間に近似する国債の利子率 ト 配当利回り(λ):直近事業年度の配当実績に基づき算出 チ 標準正規分布の累積分布関数($N(\cdot)$) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。 新株予約権を行使することができる期間 平成29年10月16日から平成39年10月15日まで(以下、「行使可能期間」という) 新株予約権の行使の条件 ①新株予約権者は、行使可能期間内であることに加え、当社の取締役、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日の1年後応当日から5年間(以下、「権利行使可能期間」という)が経過するまでの間に限り、新株予約権を行使することができる。 ②新株予約権に関して第三者に対する譲渡、質入れその他の処分は、当社取締役会の承認がある場合を除き、これを認めない。 ③当社の取締役、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から権利行使可能期間が満了するまでの間に新株予約権者が死亡した場合、以下の全ての条件を充足すれば、相続人において新株予約権を行使することができる。 イ、本新株予約権を単独の相続人が相続すること。 ロ、本新株予約権を単独の相続人が行使すること。 ハ、相続の開始日から1年以内に本新株予約権を行使すること。 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件 ①当社は、新株予約権者が上記の権利行使の条件に該当しなくなったこと等により権利を行使し得なくなった場合または権利を放棄した場合、取締役会が別途定める日に新株予約権を無償で取得することができる。 ②当社は、以下の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は当社取締役会決議がなされた場合)、取締役会が別途定める日に新株予約権を無償で取得することができる。 イ、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案 ロ、当社が分割会社となる会社分割契約または会社分割計画承認の議案 ハ、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案 ニ、当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案 ホ、新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること、または当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
--	---

平成29年10月16日発行

平成29年10月27日登記

東京都千代田区麹町五丁目1番地1
芙蓉総合リース株式会社

吸収合併	令和4年1月1日東京都千代田区麹町五丁目1番地1株式会社日本信用リースを合併 令和4年1月11日登記
取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社 平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年5月1日登記
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社 平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年5月1日登記
監査役会設置会社に関する事項	監査役会設置会社 平成18年7月11日登記
会計監査人設置会社に関する事項	会計監査人設置会社 平成18年7月11日登記
登記記録に関する事項	平成元年法務省令第15号附則第3項の規定により 平成11年5月20日移記



これは登記簿に記録されている開示とされていない事項の全部であることを証明した書面である。

令和7年8月5日

東京法務局
登記官

山森航太

